

官報号外

平成二十七年七月一日

○ 第百八十九回 参議院会議録第一一九号

平成二十七年七月一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十号

平成二十七年七月一日

午前十時開議

第一 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(衆議院送付)

第二 平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(衆議院送付)

第三 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(衆議院送付)

第四 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

第五 平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

第六 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

第七 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 平成二十五年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各所管使用調書

日程第二 平成二十五年度特別会計予備費使用

総調書及び各省各所管使用調書

日程第三 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書

(いずれも衆議院送付)

日程第四 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書

日程第五 平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第六 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

坂憲次君。
〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇、拍手〕

○小坂憲次君 ただいま議題となりました平成二十一年度予備費関係三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成二十五年度予備費関係三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、まず、一般会計の予備費使用は、福島第一原子力発電所における汚染水対策に必要な経費などであります。

次いで、特別会計の予備費使用は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費などであります。

次いで、特別会計予算総則の規定による経費の増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額などであります。

委員会におきましては、これら3件を一括して議題とし、まず財務大臣から説明を聴取いたしました後、質疑は決算外二件と一括して行いました。

次に、平成二十五年度決算外二件につきましては、本年一月二十八日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取しておりますので、その内容につきましては、これを省略させていただきました。

次に、平成二十五年度決算外二件につきましては、本年一月二十八日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取しておりますので、その内容につきましては、これを省略させていただきました。

次に、平成二十五年度決算外二件につきましては、本年一月二十八日の本会議において財務大臣から概要の報告を聴取しておりますので、その内容につきましては、これを省略させていただきました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に關する問題

1 本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国

立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次

いでいることは、極めて遺憾である。

政府は、不適正な会計経理が後を絶たない

ことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、

関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。

2 歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成二十七年一月の時点で、国宝三件を含む国指定文化財である美術工芸品百八十件の所在が不明となっていること、さらに同年二月以降、寺社等の文化財が油のようない液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。

政府は、所在不明となっている文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。

3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを十ヶ月間にわたり公開していなかつたこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事業への指導・監督が不十分であつたことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底することも、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。

4 戦後最悪の火山災害となつた平成二十六年九月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策

の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があつたことは、看過できない。

政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを二元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべきである。

5 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成二十六年六月に本院が警告決議を行つたにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、JR東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、JR九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。

6 平成二十四年に発覚した防衛関連企業七社による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に関し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。

政府は、不適切な事案が後を絶たないこと

を深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確実に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性、公正性を確保すべきである。

以上が議決案の内容であります。

予備費関係三件はいずれも多数をもつて承諾を与えるべきものと議決されました。

次に、平成二十五年度決算は多数をもつて是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもつて委員長提出案のとおり警告すべきものと議決され、また、措置要求決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもつて是認すべきものと決定し、次いで、平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもつて是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 六件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。安井美沙子君。

（安井美沙子君登壇、拍手）

○安井美沙子君 民主党・新緑風会の安井美沙子です。

私は、会派を代表して、平成二十五年度決算是認に反対、平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、無償貸付状況総計算書の是認には賛成、平成二十五年度予備費関係三件の承諾に反対、内閣に対する警告を含む決議案に賛成の立場から討論を行います。

討論に先立つて、一言申し上げます。

今通常国会は、当初、百五十日間の会期が予定され、六月二十四日に会期末を迎えるはずでした。が、九十五日間という戦後最長幅の延長がなされました。報道等で仄聞するところによれば、安保関連法案の衆議院での審議を七月半ばまでに終わらせ、審議の場を参議院に移してから方が一審議が行き詰まつても、いざとなつたら六十日間ルールを適用し、みなし否決として衆議院で再可決する道筋をつくったとの見方が濃厚です。自民否定とも言える選択をされることはないと信じたいところですが、官邸からの圧力に屈しがちな参議院与党におかれでは、よもやこのような自己否定とも思える選択をされることはないと信じたいところですが、官邸からの圧力に屈しがちな参議院の威信を懸けて、六十日ルールは使わず、参考の府、良識の府にふさわしい議論を展開しようではあります。さて、平成二十五年度決算は、二十四年十二月の総選挙により成立した第二次安倍内閣が予算編成から執行までを実施した初年度の財政運営の結果を示すものです。

以下、平成二十五年度決算の是認に反対する具体的な理由を申し上げます。

第一の反対理由は、巨額の借金を更に積み上げることになつた公共事業の大盤振る舞いです。安倍内閣は、発足直後に二・四兆円の公共事業関係費を含む総額十兆円の二十四年度補正予算を編成しました。しかし、当初予算分も含め、公共事業で三・八兆円、全体で七・六兆円が年度内に使い切れず繰り越される結果となりました。その上で、二十五年度予算においても、公共事業関係費を前年度予算から約一五%増加させ、更なる公共事業依存の予算を編成しました。その結果、民主党が政権を握っていた二十四年度の決算で六兆円以下に抑えられていた公共事業関係費が、二十五年度決算においては二兆円以上も増加しましました。

その結果、何が起つたでしょうか。建築需要の急増は、資材等の高騰や人手不足を招き、東日本大震災復興予算の執行が停滞するなど、復興にも多大な支障が生じました。また、被災地以外においても、公共事業だけなく民間の建設事業等にも弊害をもたらしました。しかし、安倍政権は、現場の悲鳴に耳を塞ぎ、平成二十六年度予算においても、公共事業予算を一三%上積みしました。

今後、東京オリンピック・パラリンピックの準備が加速化し、更なる建築需要が増えることは火を見るよりも明らかです。競技の舞台の中心となる新国立競技場をめぐっては、当初予算より九四%のコスト増が明らかになりましたが、これまでの建築需要の増大が大きな要因の一つであることは文部科学省の担当者も認めるところです。

そもそも一時しのぎのカンフル剤であるはずの公共事業依存から脱却し、中長期的経済成長を促す第三の矢の本領が発揮され得るべき時期ではないでしょうか。

第二の反対理由は、アベノミクスのトリクルダウ

安倍内閣は、アベノミクスによる成果の一つと

は文部科学省の担当者も認めるところです。

の上昇により一部の大企業や富裕層は潤つたかに見えますが、中小企業においては、円安による原燃料費の増加等により経営は厳しさを増していくと聞きます。

私の地元愛知県では、輸出型大企業が海外を中心に乗組しておますが、一次下請、二次下請、三次下請となるほどその恩恵が及んでいません。納入先の業績がいかに好況を呈していくことかに要請があるため、とてもじゃないが資金を上げることはできないと、こういう声を聞きました。

その結果、何が起つたでしょうか。建築需要

す。

しかるに、二十五年度決算ベースで中小企業対策費は前年度比マイナス三九%です。公共事業に大盤振る舞いをするよりも、中小企業への投資を

厚くするべきです。中小企業は日本の全企業の九

九・七%を占め、全雇用の七〇%の受皿となつて

います。実質賃金が二十四か月連続マイナスな

ません。アベノミクスがスタートして二年半が過

ぎました。そろそろ、トリクルダウ効果はもう

期待できないことを認め、日本を支える中小企業

に直接恩恵が及ぶような政策にシフトすべきで

す。

安倍内閣は、アベノミクスによる成果の一つとして雇用の増加を挙げていますが、これは非正規雇用の増加によるものです。過去二年間で正規雇用は四十五万人減少する一方で、非正規雇用は百九十三万人増加し、二千万人を突破しました。平成二十五年時点で、若年層における非正規雇用の

比率は三二%と、前年度に比べ増加しています。

女性の非正規雇用の比率は五六%と、依然と

して半数以上になっています。若年層や女性な

ど、社会的に弱い立場の国民が不安定かつ低所得

な雇用形態に置かれる状況はより深刻化していま

す。

そんな中、労働者派遣法を改悪して日本社会の

格差をここまで広げたいのでしょうか。企業が世

界一活動しやすい国にするというストローガンの

下、労働者を守る労働法制を事もあろうに岩盤規

制と呼び、派遣労働者を雇いやすい制度整備を政

府自らがお膳立てするその見識を疑います。正規

雇用の採用枠がなし崩し的に派遣労働に置き換え

られていつたら、実質賃金の低下はますます加速

化することでしょう。

その結果、GDPの六割を占める消費がこれ以

上鈍つたら、トリクルダウンどころか、日本經濟

す。

国家予算は、憲法八十六条により単年度主義と

されているにもかかわらず、切れ目のない予算執

行を口実に十五か月予算を臍面もなく繰り返して

います。補正予算は本来、財政法二十九条で、予

算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた

経費の支出等に限り認めるものですが、年度内に

執行できず繰越しを重ね、翌年度の当初予算で更

に積み増すという膨張を繰り返すのではP D C A

サイクルが機能していないとしか思えません。財

政法を無視した切れ目のない安全保障体制には、

歯止めがなく暴走のおそれがあるという共通点があり

ます。

政府は、今も中長期財政計画においては、成長

率を名目三%、実質二%と置いていますが、楽観

的な成長率の推定をベースに予算を組めば、実際

の歳入以上に膨らみ、補正予算で積み増しせざる

を得ないことになります。したがって、当初予算

では額が増え続けるという結果を招いています。

まさに決算の参議院として予算同様に決算に鋭い

目を光らせる必要性を再認識せられます。

以上、述べましたとおり、公共事業の大盤振る舞い、トリクルダウ効果の不発、財政規律意識の欠如、P D C Aサイクルの機能不全等が相まって、二十五年度の国の長期債務残高はついに一千兆円を超える結果となりました。借金依存財政を加速させた二十五年度決算を是認するわけにはいきません。

最後に、これから長い夏の間、参議院では

数々の重要な法案を審議することになりますが、政

府・与党におかれましては、くれぐれも三権分立

を正しく理解した上で国会に臨んでいただくよう

お願い申し上げます。私たち立法府の人間は、法

案を審議し、行政を監視するために国民の代表と

して国会に送られています。国会を軽視した政府

答弁やルールを無視した強行的な国会運営は許さ

れないことを皆様とともに確認しつつ、私の反対

討論を終わります。(拍手)

第三の反対理由は、安倍政権の財政規律意識の欠如です。

国家予算は、憲法八十六条により単年度主義と

されているにもかかわらず、切れ目のない予算執

行を行を口実に十五か月予算を臍面もなく繰り返して

います。補正予算は本来、財政法二十九条で、予

算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた

経費の支出等に限り認めるものですが、年度内に

執行できず繰越しを重ね、翌年度の当初予算で更

に積み増すという膨張を繰り返すのではP D C A

サイクルが機能していないとしか思えません。財

政法を無視した切れ目のない安全保障体制には、

歯止めがなく暴走のおそれがあるという共通点があり

ます。

政府は、今も中長期財政計画においては、成長

率を名目三%、実質二%と置いていますが、楽観

的な成長率の推定をベースに予算を組めば、実際

の歳入以上に膨らみ、補正予算で積み増しせざる

を得ないことになります。したがって、当初予算

では額が増え続けるという結果を招いています。

まさに決算の参議院として予算同様に決算に鋭い

目を光らせる必要性を再認識せられます。

以上、述べましたとおり、公共事業の大盤振る舞い、トリクルダウ効果の不発、財政規律意識の欠如、P D C Aサイクルの機能不全等が相まって、二十五年度の国の長期債務残高はついに一千兆円を超える結果となりました。借金依存財政を

加速させた二十五年度決算を是認するわけにはいきません。

最後に、これから長い夏の間、参議院では

数々の重要な法案を審議することになりますが、政

府・与党におかれましては、くれぐれも三権分立

を正しく理解した上で国会に臨んでいただくよう

お願い申し上げます。私たち立法府の人間は、法

案を審議し、行政を監視するために国民の代表と

して国会に送られています。国会を軽視した政府

答弁やルールを無視した強行的な国会運営は許さ

れないことを皆様とともに確認しつつ、私の反対

討論を終わります。(拍手)

○井上哲士君 日本共産党を代表して、二〇一二

年度決算の是認に反対の討論を行います。

一三年度決算は、政権復帰後に安倍内閣が編成

した初めての当初予算と、消費税増税実施のため

の経済対策とされた五兆五千億規模の補正予算に

ついてのものです。

安倍内閣は、デフレ不況を抜け出すとして、ア

ベノミクスを始め、さらに施政方針演説で、世界

一一番企業が活躍しやすい国を目指すと表明し、

労働などの規制緩和や、食的安全と農業を潰し、

経済主権を脅かすTPP交渉など、大企業を中心の

成長戦略を推進してきました。

それに加え、補正予算では、大企業が負担する

復興特別法人税を一年前倒しで廃止し、三大都市

に三千億以上の税金を注ぎ込む大型開発優先路

線が復活しました。その下で、公共事業関係費は

二〇一二年度決算ベースで前年比プラス三八%、

二・一兆円もの増額となつたのです。

このような大企業支援策とアベノミクスによる

円安誘導、官製相場とも呼ばれる株価対策によ

り、一部の大企業や大株主は巨額の利益を上げま

した。大企業の内部留保は、一二年末から一年間

で十三兆円も増え、二三年末には過去最高の二百

八十五兆円に達しました。

一方、国民生活と中小企業の営業はどうなつたでしょうか。原材料高騰で円安倒産が広がりました。労働者の実質賃金は、一三年度予算が成立したその五月からマイナスに落ち込み、以来、二ヶ月連続でマイナスになりました。

さらに、税と社会保障の一体制改革が実行に移され、生活保護費六百七十億円減、年金給付費千五百億円減、児童扶養手当七億円減など、とりわけ低所得者の生活を直撃しました。

その上、一四年四月から実施された消費税の増税は、経済の大割を占める個人消費の大幅な落ち込みとなり、国民生活と日本経済に深刻な事態をつくり出しました。国民に消費税増税を押し付けた上、社会保障の根幹部分を軒並み削減し、憲法が保障する生存権を脅かすことなど断じて容認できません。

このように、本決算から明らかなのは、アベノミクスがもたらしたのは、富める者はより富み、貧しき者はより貧しくなる格差の拡大であり、経済悪化だということです。この道に未来はありません。

今必要なのは、大企業の内部留保を活用した国民所得の拡大、働くルールの確立による安定した雇用の実現など、内需主導の経済政策への転換です。それに逆行する労働者派遣法改悪法案は廃案にするべきです。消費税の一〇%増税は中止にするべきです。強く求めます。

大型開発推進予算を大幅に増やした口実は、東日本大震災の教訓から、国土強靭化が必要だといふものであります。しかし、この間の御嶽山等の噴火を受けた決算審議で、世界有数の火山大国でありながら、専門家が圧倒的に不足し、監視・観測体制が極めて不備であることが浮き彫りになりました。災害に強い安心、安全の國づくりといふなら、災害に対して脆弱な体制を抜本的に強化し、老朽化したインフラの補修、安全対策にこそ

力を注ぐべきです。

東日本大震災の被災者の支援は、予算措置が不十分な上、大型開発推進による人手と資材の不足、それに伴う費用の高騰による入札不調と相

まって、二〇一三年復興特別会計の予算執行が六三・五%にとどまつたことは重大です。災害公

営住宅の建設促進や住宅再建支援金の五百万円への引上げ、入札不調対策など、住宅となりわいの再建への支援を一層強めることこそが必要です。

福島第一原発の汚染水問題は、東京電力のずさん極まりない対応が続いており、依然深刻な実態です。一三年度予備費で汚染水対策経費二百五億円が支出されました。本来、東京電力を支えてきた大株主や原子力産業が負担するべきものであります。

一方、一定地域の避難指示の解除による一律の賠償切りや営業損害賠償の打切りを行うことなどは絶対に許されません。加害者である国と東電が賠償と除染の責任を果たし切ることは、福島の復興への大前提ではありませんか。

福島原発事故で避難生活を余儀なくされている県民は、いまだに十万人を超えています。にもかかわらず、一三年七月の新規制基準に基づく原発再稼働が推進されてきました。しかし、この基準は過酷事故の際の住民の安全確保もされていないものであり、原発事故がなかつたように再稼働することなど許されません。原発ゼロへの政治決断を行い、再生可能エネルギーへの転換こそ進めるべきであります。

軍事費は、当初予算で十一年ぶりに増額に轉じ、補正予算で経済対策と称して千二百億円が積み増しされました。F35戦闘機の導入やミサイル防衛、オスプレイ導入の調査費等が盛り込まれるなど、周辺諸国との軍事的緊張を高め、東アジアの平和的環境づくりに逆行するものです。

さらに、秘密保護法と一体で、集団的自衛権行

使の戦争司令塔である国家安全保障局設置が強行され、その設置費用は一三年度予備費から支出されました。

今、衆議院で審議中の安保法制は、こうした戦争する国づくりを更に進め、アメリカの戦争に、いつでも、どこでも、どんな戦争にでも支援、参加する戦争法案にはかならないことが明らかになっています。憲法学者からも、歴代内閣法制局長官からも、主権者国民からも憲法違反だと反対の声が大きく広がっている戦争法案は廃案にする以外にありません。

一三年度予算には沖縄辺野古への新基地建設の予算が盛り込まれましたが、その後、名護市長選、沖縄県知事選、総選挙で、沖縄県民は繰り返し新基地建設反対の明確な審判を下しました。に

もかかわらず、政府が県民の審判を無視し、抗議の住民を力強く押さえ付けて工事を強行していることは、民主主義そのものを否定するものであります。そのことは、先週、自民党本部で開かれた学習会で、沖縄県民を侮辱し、普天間基地の歴史をねじ曲げ、言論弾圧をあおる発言が相次いだこと

で浮き彫りになりました。

昨日、参議院議員会館で行われた緊急抗議集会には、多くの市民、マスコミ関係者、超党派の国會議員が参加しました。沖縄の二つの地元紙から報告があり、琉球新報の東京支社報道部長はこう発言されました。沖縄の新聞はゆがんでいると言ふが、ゆがんでいるのは沖縄の現実です、僅かな面積に米軍基地が集中した下で起きているその現実を私たちは県民の立場から報道しているのです。沖縄にゆがんだ現実を押し付けながら、その現実を報道する新聞を敵視することなど絶対に許されません。

○議長（山崎正昭君）問もなく投票を終了いたしました。

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたします。まず、日程第一及び第三の予備費使用総調書等二件を一括して採決いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）問もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

普天間基地は無条件撤去するよう対米交渉を行ふことを強く求めます。

以上、国民にとって重大な問題のある予算を執行した二〇一三年度決算を到底是認することはできません。そのことを述べて、反対討論とします。（拍手）

○議長（山崎正昭君）これにて討論は終局いたしました。

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたしました。

○議長（山崎正昭君）問もなく投票を終了いたしました。

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたしました。

○議長（山崎正昭君）問もなく投票を終了いたしました。

(号)外

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
投票総数	一百三十一
賛成	百六十九
反対	六十三
よつて、本件は承諾することに決しました。	(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 日程第四の平成二十五年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成つております。まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 次に、日程第五の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。	
本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣安倍晋三君。	
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕	
○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。	
政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行つてゐるところであります。今般、六項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。	
これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。	
〔拍手〕	
よつて、本件は委員長報告のとおり是認することについて採決をいたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) 次に、日程第六の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。	
〔投票開始〕	
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(山崎正昭君) ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	
本法律案は、昨年九月に発生した御嶽山の噴火の教訓等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るために、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであります。	
委員会におきましては、法改正の意義及び期待される効果、火山の研究・監視体制の強化と火山専門家の育成、確保に向けた取組、登山者等に係る避難体制の在り方、口永良部島の噴火災害対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。	
なお、本法律案の審査に先立ちまして、阿蘇山周辺地域における火山防災対策等に関する実情調査を行いました。	
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(山崎正昭君) これより可決すべきものと決定いたしました。	
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	
〔拍手〕	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

六

投票開始

○議長(山崎正昭君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

〔玄田一君登壇、拍手〕

贊成

成对照

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたします。
〔投票終了〕

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

三百三十三 ○
賛成 反対
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまつた。
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
一百三

なお、本法律案に対して附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。（拍手）

議長（山崎正昭君） 本日はこれにて散会いたし
午前十時五十分散会

〔投票者氏名は本号末尾に掲載

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。
す。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

出席者は左のとおり。
正昭君
山崎
議長
川嶋良

○議長(山崎正昭君)　日程第八　國立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。文教科学委員長の報告を求めます。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
ます。——これにて投票を終了いたします。

出席者は左のとおり。
議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君
吉良よし子君
石川 博崇君
又市 征治君
竹谷とし子君

洛敏采君。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。
す。
投票終了

〔水落敏栄君登壇、拍手〕
○水落敏栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

賛成	投票結果 二百三十三
反対 よつて、本案は可決されました。(拍手)	十七

法律案は、量子に関する科学技術の水準の向上を図るため、日本原子力研究開発機構の量子研究及び核融合研究に係る業務を放射線医

投票者氏名は本号末尾に掲載
○義長(山崎正昭)
日星第九
書簡勿の工ナシト

吉研究所に集結するとともに、その名称を国
先開発法人量子科学技術研究開発機構に改め
の措置を講じようとするものであります。

(議長) 以上(田村) 日本第一
ギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院交付)を議題といたします。
まず、委員長の報告書を求めます。国土交通委員会

研究開発機構改革との関係、新法人への業務統合による効果、量子科学技術の果たすべき役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

（前略）
ヨー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出衆議院送付）を議題いたします。まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 広田一君。

〔投票開始〕
議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

井上	浜田	磯崎	昌良君
哲士君	陽輔君	北川イツセイ君	山下 芳生君
小池	藤井	基之君	山口那津男君
博司君	市田	忠義君	西田 実仁君
晃君	荒木	清寛君	弘成君
	魚住裕一郎君		世耕
	長沢		明君
	衛藤		景一君

官 報 (号 外)

平成二十七年七月一日 参議院会議録第二十九号

議長の報告事項

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の管経費増額調書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律

地域再生法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく平成二十六年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受け講じた措置に関する報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関する措置の概況」及び「平成二十七年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条の規定に基づく「平成二十六年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して特定個人情報保護委員会委員長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十六条の規定に基づく平成二十六年度特定個人情報保護委員会の規定に基づく平成二十六年度特定個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、消費者基本法第十一条の二の規定に基づく平成二十六年度消費者政策の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく平成二十六年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく平成二十六年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十一条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく平成二十六年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、原子力損害の賠償に関する法律第十九条第一項の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告を受領した。

石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一六九号)

昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外國の武力攻撃」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一七〇号)

昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一七一号)

特別養子縁組など家庭養護に関する質問主意書(林久美子君提出)(第一七二号)

株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一七三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員和田政宗君提出安重根をたたえる記念館等に関する質問に対する答弁書(第一六三号)

参議院議員小林正夫君提出基金に対する予算措置に関する質問に対する答弁書(第一六四号)

参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条からの直接侵略及び間接侵略に対する答弁書(第一六五号)

参議院議員川田龍平君提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問に対する答弁書(第一六六号)

参議院議員大久保勉君提出不在者投票施設の指定基準に関する質問に対する答弁書(第一六七号)

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十一条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく平成二十六年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、原子力損害の賠償に関する法律第十九条第一項の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告を受領した。

石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一六九号)

昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外國の武力攻撃」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一七〇号)

昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一七一号)

特別養子縁組など家庭養護に関する質問主意書(林久美子君提出)(第一七二号)

株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一七三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員和田政宗君提出安重根をたたえる記念館等に関する質問に対する答弁書(第一六三号)

参議院議員小林正夫君提出基金に対する予算措置に関する質問に対する答弁書(第一六四号)

参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条からの直接侵略及び間接侵略に対する答弁書(第一六五号)

参議院議員川田龍平君提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問に対する答弁書(第一六六号)

参議院議員大久保勉君提出不在者投票施設の指定期限に関する質問に対する答弁書(第一六七号)

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十一条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、自殺対策基本法第十条の規定に基づく平成二十六年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況に関する報告を受領した。

官 報 (号 外)

同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく「平成二十六年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告を受領した。	
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十六年度第四・四半期における予算使用的状況(ただし出納整理期間を含まず。)の報告を受領した。	
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十六年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。	
去る六月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
予算委員 辞任 斎藤 嘉隆君 決算委員 田城 郁君 辞任 斎藤 嘉隆君 補欠 田城 郁君 同日議長は、次の質問主意書を内閣に転送した。 議院に送付した。	
家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案(和田政宗君発議) 名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一七七号) 徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十八条の解釈の変更に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一七八号) 国債の平均償還年限長期化に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一八〇号) 新国立競技場建設に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一八〇号) 去る六月二十四日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託した。	
人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(小川敏夫君外六名発議) (参第七号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 漢方薬原料生葉の国内自給率と品質管理に関する再質問主意書(山本太郎君提出)(第一八一号) 教科書検定の権限に関する再質問主意書(福島みずほ君提出)(第一八二号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 戦争法案における諸事態に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一八三号) 同日次の質問主意書(藤末健三君提出)(第一七四号) 漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一七四号) 朝鮮戦争時における海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一七五号) 村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一七六号) 去る六月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。 戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第一八四号) いわゆる新三要件の從前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一八五号) 昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一八六号) 徴兵制に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一八七号) 去る六月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。	
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員 辞任 石上 俊雄君 補欠 安井美沙子君 財政金融委員 辞任 藤巻 健史君 補欠 室井 邦彦君 経済産業委員 辞任 安井美沙子君 補欠 石上 俊雄君 国土交通委員 辞任 室井 邦彦君 補欠 藤巻 健史君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一八八号) 昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一八九号) 昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一九〇号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一七七号)	
決算委員 辞任 徳永 エリ君 補欠 斎藤 嘉隆君 真山 勇一君 寺田 典城君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣に付託した。 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第六五号) 同日議長から次の報告書が提出された。 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書審査報告書 平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書審査報告書 同日委員長から次の報告書が提出された。 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書審査報告書 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書審査報告書 同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告書審査報告書 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書審査報告書 平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 漢方医学と漢方薬を日本と世界に全面展開することに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一八八号) 昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会における吉國內閣法制局長官答弁に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一八九号) 昭和四十七年の政府見解における接続詞に関する質問主意書(中西健治君提出)(第一九〇号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 名護市辺野古における海上保安庁による市民に対する過剰警備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一七七号)	

官 報 (号 外)	平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費
徴兵制度を禁じた日本国憲法第十三条及び第十 八条の解釈の変更に関する質問主意書(藤末健 三君提出)(第一七八号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 改正する法律案(閣法第五二号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)
國土交通委員會 辞任 山下 雄平君 補欠 中泉 松司君	農業保険法及び特別会計に関する法律の一部を 改正する法律案(閣法第五二号)
國債の平均償還年限長期化に関する質問主意書(藤末健 三君提出)(第一七九号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 改正する法律案(閣法第五二号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)
新国立競技場建設に関する質問主意書(有田芳 生君提出)(第一八〇号)	農業保険法及び特別会計に関する法律の一部を 改正する法律案(閣法第五二号)
漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する 再質問主意書(山本太郎君提出)(第一八一号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 改正する法律案(閣法第五二号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)
教科書検定の権限に関する再質問主意書(福島 みずほ君提出)(第一八二号)	農業保険法及び特別会計に関する法律の一部を 改正する法律案(閣法第五二号)
戦争法案における諸「事態」に関する質問主意書 (福島みずほ君提出)(第一八三号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。
戦争法案における集団的自衛権等に関する質問 主意書(福島みずほ君提出)(第一八四号)	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案 (閣法第七一号)
いわゆる新三要件の從前の憲法解釈との論理的 整合性及び法的安定性に関する質問主意書(中 西健治君提出)(第一八五号)	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院 においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する 質問主意書(中西健治君提出)(第一八六号)	農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本 周平君外三名提出)
徴兵制に関する質問主意書(中西健治君提出) (第一八七号)	同日内閣から次の答弁書を受領した。
昨六月三十日議長において、次のとおり常任委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。	参議院議長 山崎 正昭殿 決算委員長 小坂 憲次 要領書
総務委員 辞任 安井美沙子君 補欠 石上 俊雄君	平成二十七年六月二十九日
財政金融委員 辞任 室井 邦彦君 藤巻 健史君	参議院議長 山崎 正昭殿 決算委員長 小坂 憲次 要領書
農林水産委員 辞任 中泉 松司君 補欠 山下 雄平君	平成二十七年六月二十九日
経済産業委員 辞任 石上 俊雄君 補欠 安井美沙子君	参議院議長 山崎 正昭殿 決算委員長 小坂 憲次 要領書
	平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第 一項の規定による経費増額総調書及び各省各 庁所管経費増額調書
	右は本院において承諾することを議決した。
	よつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及 び各省各庁所管経費増額調書 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費	平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及 び各省各庁所管経費増額調書
参議院議員和田政宗君提出朝鮮戦争時における 海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に 関する質問に対する答弁書(第一七五号)	平成二十五年度各特別会計予備費の予算総額 は、八千六百二十六億千六百十萬円であつて、 このうち、平成二十五年十二月九日から平成二 十六年三月十九日までの間に使用した金額は六 億六千九百五十五万円である。
参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談 話の作成過程に関する質問に対する答弁書(第一 七六号)	本件について審査した結果、適當な支出であ ると認める。
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及 び各省各庁所管経費増額調書 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費	平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及 び各省各庁所管経費増額調書
右は本院において承諾することを議決した。	右は本院において承諾することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。	よつて国会法第八十三條により送付する。
平成二十七年五月二十六日 参議院議長 山崎 正昭殿	平成二十七年五月二十六日 参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森	参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

審査報告書

平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
右は多数をもつて別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月二十九日

決算委員長 小坂 慶次
参議院議長 山崎 正昭殿

- 一、本件決算は、これを是認する。
二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。
- 政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。
- 2 歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成二十七年一月の時点で、国宝三件を含む国指定文化財である美術工芸品百八十件の所在が不明となつていてこと、さらに同年二月以降、寺社等の文化財が油のようない液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。

政府は、所在不明となつてゐる文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。

3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを十か月間にわたり公開していなかつたこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事案への指導・監督が不十分であつたことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底するとともに、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。

4 戦後最悪の火山災害となつた平成二十六年九月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があつたことは、看過できない。

- 政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを一元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべきである。
- 5 北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成二十六年

六月に本院が警告決議を行つたにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、JR東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、JR九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。

6 平成二十四年に発覚した防衛関連企業七社

による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に關し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。

政府は、不適切な事案が後を絶たないこと深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確實に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性・公正性を確保すべきである。

要領書	
一、委員会の決定の理由	
本件は、日本国憲法第九十三条第一項、財政法第四十条第一項及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。	
一般会計歳入歳出決算	
歳入決算額	
歳出決算額	
特別会計歳入歳出決算	
歳入決算額	
歳出決算額	
国税収納金整理資金受払計算書	
受入 収納済額	
支払 支払命令済額	
政府関係機関決算書	
収入決算額	
支出決算額	
本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討をするものがなかつたかどうかという観点に立つて、慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。	
また、別紙のとおり、内閣に対し、平成二十五年度決算審査措置要求決議を行つた。	

平成「十五年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付について

内閣府は、原子力災害発生時に即時避難が困難な要援護者等を一時的に避難させる施設に放射線防護機能を付加する原子力災害施設整備事業を実施しており、原子力発電所から30キロメートル圏内にある地方公共団体に対し、平成「十五年度までに311億円の補助金を交付決定している。しかし、補助金交付要綱に、対象施設の明確な選定基準が定められていないかったため、避難場所に適さない津波被害等のおそれがある施設の整備事業に補助金が交付されていた。

政府は、補助金により整備された施設の安全性について検証を行い、住民防護等の実効性を高めるため交付基準等を不斷に見直すとともに、地域原子力防災協議会における検討を充実させるなど、補助金による施設の整備が適切に行われるよう措置すべきである。

2 防災システムの確実かつ有効な活用について

総務省は、防災情報多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する防災システムの整備を図る防災情報通信基盤整備事業等を実施しており、地方公共団体に対して補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一斉配信メール機能を有するシステムにおいて、複数の機関から気象情報等が重複して配信される市町村があること、市町村と消防署等との調整不足や運用マニュアルの不備等により、計画どおりに運用できていないシステムがあることなどが明らかとなつた。

政府は、住民に対する防災情報の迅速かつ確実な伝達に資するよう、地方公共団体に対し、関係機関との情報共有やシステムの運用マニュアルの整備について支援等を行うとともに、防災情報の伝達状況の把握及び改善、他の事業により整備された類似システムとの互換性向上や重複機能の整理等に努めるべきである。

3 雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況について

厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行っている。このうち、キャリア形成促進助成金の「育休中・復職後等能力アップコース」の事業執行率が平成「十五年度に0.06%と極めて低調となる中、27年度予算に前年度を上回る23億円が措置されたこと、また、P D C Aサイクルによる事業の目標管理を行うことされているにもかかわらず、事業の執行状況について全省的な検証が不十分であることが審査の中で明らかとなつた。

政府は、財源を負担している事業主への説明責任を果たすため、雇用保険二事業の執行状況及び事業効果等の情報を速やかに公表するなど、目標管理を一層厳格に行つた上で、効率的かつ効果的に予算を執行すべきである。

4 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について

農林水産省は、平成「十五年度に独立行政法人農畜産業振興機構に対し、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金863億円を交付し、同機構は畜産関係団体等に補助金を交付している。25年11月末時点では、同機構には、同交付金の未使用額及び畜産関係団体等からの返還額731億円が活用されないまま滞留していたものの、農林水産省は同機構に対して国庫納付を求めていなかったことが、会計検査院に指摘された。

政府は、26年度末までに生じた未使用額等について国庫納付させ、その後、生じ得る未使用額等を四半期ごとに国庫納付させる措置を講じているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、交付金等が独立行政法人等において有効に活用されない場合には速やかに国庫に返納させる体制を早急に確立すべきである。

5 国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等について

経済産業省、環境省などの7府省等が平成「十五年度から25年度に4,680億円の事業費を支出して導入した再生可能エネルギー発電設備等のうち、26年3月末時点で41設備が休止し、うち8設備が1年以上休止していることが会計検査院の検査で判明

した。また、事業者が国庫補助金を利用して発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合、調達価格から国庫補助金相当額を控除することとされているが、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は返還しなくてもよいこととしている事業が多数あることも明らかになった。

政府は、再生可能エネルギー発電設備等の稼働状況を適切に把握するとともに、休止している設備は速やかに再稼働させ、再稼動できない場合は廃止等に必要な方策を講ずるべきである。また、固定価格買取制度について国民負担の抑制に資するよう必要な見直しを行うなど、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に適切に対処すべきである。

6 社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等について

社会資本の急速な老朽化に備え、国土交通省は、社会資本の計画から建設、廃棄に至る過程で必要な費用の総額（ライフサイクルコスト（LCC））の縮減を図るために、長寿命化計画の策定を進めている。会計検査院が検査したところ、河川管理施設等でLCCの算定方法が確立されていないこと、地方公共団体等の事業主体や施設の種類ごとにLCCの算定方法が異なっていること、修繕工程表に基づく補修等がなされないこと、長寿命化計画に関する情報開示が進んでいないことなどが明らかとなった。

政府は、社会資本のLCC縮減や適切な維持管理に資するよう、長寿命化計画の策定期限を設けてLCCの算定方法の早期確立を図るとともに、修繕工程表に基づく補修の実施、老朽化した社会資本の健全度等に関する根柢的な情報開示等について、事業主体を支援するなどの措置を講ずるべきである。

政府は、被災住民の生活基盤である住宅の再建が加速するよう、住民に対する適時適切な意向調査の実施、実際に応じた防災集団移転促進事業の見直し、他の復興事業との調整等に関する被災市町村への支援及び助言を行うとともに、集中復興期間後の事業の在り方の検討等の措置を講ずるべきである。

8 土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善について

河川の洪水調節を行いうダムに関して、会計検査院が検査したところ、想定よりも短期間で計画量を上回る土砂が堆積していること、洪水調節のための貯水容量の一部が土砂の堆積により失われていること、地震時の修繕等が長期間なされていないこと、予備発電に必要な燃料が十分に確保されていないことなどの事態が、検査対象の211ダムのうち201ダムで生じていることが明らかとなつた。

政府は、堆積した土砂の除去、予備発電設備の燃料確保等を早急に実施し、問題が指摘されたダムの機能の改善を図るとともに、建設中の他の治水施設において、土砂の堆積や法面崩壊による機能低下が生じることのないよう、施設完成までに具体的な維持管理方針を策定すべきである。

9 国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しについて

平成9年度から24年度までに環境省の循環型社会形成推進交付金等により整備された、ごみや廃却灰等の溶融固化施設について、1年以上の長期にわたり使用されておらず、今後の使用見通しが立っていない施設が16施設あり、交付金等相当額31億円、672万円が有効活用されていなかつたことが会計検査院の検査で判明した。また、溶融固化後の生成物である溶融スラグの全部又は大半を建設資材等に利用することなく埋立処分している施設が17施設あったことも明らかになつた。

政府は、溶融固化施設の使用状況や稼働に要する費用、稼働できない場合はその理由等を適時適切に把握し、施設を使用できない場合の財産処分の在り方の見直しを含めて検討し、地方公共団体等が今後の対応方針等を策定できるよう支援するとともに、溶融スラグの利用に関する助言及び情報提供を行うべきである。

7 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について
東日本大震災の被災住民の集団移転のため、国土交通省は、25の被災市町村が実施する防災集団移転促進事業に対し、平成23年度から25年度までに4,410億円の復興交付金を交付決定している。会計検査院によると、69住宅団地の用地が全く取得されていない、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち、実際に完了したのは13事業にとどまるなど、団地の整備が遅れていた。また、団地の整備の遅れに伴い住民の意向が変化し、団地に空き区画が生じていることも判明した。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 基本指針(第二条)

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等(第三条~第十一条)

第二節 情報の伝達等(第十二条)

第五章 調査及び研究その他の措置(第二十九条~第三十一条)

第六章 附則

第一章 総則

第一条中「ついて」の下に「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的指針」を定め、同条第一項中「整備」の下に「大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保」を加え、同条第三項中「火山現象により」を「都道府県防災協議会は、活動火山対策」に改め、同条を第三十条とする。

第十九条の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第一項中「整備」の下に「大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山現象に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保」を加え、同条第三項中「火山現象により」に、「及び」を「又は」に、「とする」を「に含む」とし、同条の次に次の章名を加える。

第十八条を第二十九条とし、第十七条を第二十一条とし、同条の次に次の章名を加える。

第五章 調査及び研究その他の措置

<p>平成二十五年度一般会計歳入歳出決算 一、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算 一、平成二十五年度国税収納金整理資金受払 計算書</p> <p>一、平成二十五年度政府関係機関決算書</p>	<p>右に提出する。</p>	<p>平成二十六年十一月十八日 内閣総理大臣 安倍晋三</p>
---	----------------	-------------------------------------

審査報告書	平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
書	右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月二十九日 参議院議長 山崎正昭殿	決算委員長 小坂憲次
書	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十九日 参議院議長 山崎正昭殿	災害対策特別委員長 秋野公造
書	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

<p>審査報告書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成二十五年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は二千五百十一億五百万円余、減少額は二千四百十七億六千九百万円余、差引純増加額は九十三億三千五百万円余である。</p> <p>これを平成二十四年度末現在額一兆百六十九億六千百万円余に加算すると、平成二十五年度末現在額は一兆二百六十二億九千六百万円余である。</p> <p>本件について慎重に審査を行った結果、これを見認すべきものと認めた。</p>	<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、平成二十五年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は二千五百十一億五百万円余、減少額は二千四百十七億六千九百万円余、差引純増加額は九十三億三千五百万円余である。</p> <p>これを平成二十四年度末現在額一兆百六十九億六千百万円余に加算すると、平成二十五年度末現在額は一兆二百六十二億九千六百万円余である。</p> <p>本件について慎重に審査を行った結果、これを見認すべきものと認めた。</p>	<p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。</p> <p>一、費用</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成二十七年六月十六日 参議院議長 大島理森</p>
--	--	--

<p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p>	<p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案</p>	<p>第五章 調査及び研究その他の措置</p> <p>第十六条を第二十七条とし、第十三条から第十五条までを十一條ずつ繰り下げる。</p>
---	---	--

「基本指針に基づき」を加え、同条第二項中「防火除地域を指定しよう」を前項の規定による指定をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第十二条を第二十三条とする。

第十二条第二項中「前項」を第十八条第一項の規定は、前項に、「ついては、第七条第一項の規定を「ついて」に改め、同条を第二十二条とす

る。

第十一条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

第八条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条を第十九条とする。

第七条を第十八条とし、第四条から第六条までを十一条ずつ繰り下げる。

第三条第一項中「避難施設緊急整備地域」を「前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域」に改め、「関係都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条を第十四条とする。

第二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「避難施設緊急整備地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

「第十二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「基本指針に基づき」を加え、同条第二項中「防火除地域を指定しよう」を前項の規定による指定をしよう」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第十二条を第二十三条とする。

第十二条第二項中「前項」を第十八条第一項の規定は、前項に、「ついては、第七条第一項の規定を「ついて」に改め、同条を第二十二条とす

る。

第十一条中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

第八条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第三項中「都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「以下この条」を「次項」に改め、同条を第十九条とする。

第七条を第十八条とし、第四条から第六条までを十一条ずつ繰り下げる。

第三条第一項中「避難施設緊急整備地域」を「前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域」に改め、「関係都道府県知事は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「すみやかな」を「速やかな」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第四項中「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条を第十四条とする。

第二条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「基本指針に基づき」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「避難施設緊急整備地域を指定しよう」を「前項の規定による指定をしよう」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第二条を第十三条とし、第一条の次に次の二章及び章名を加える。

第二章 基本指針

第三章 円滑な警戒避難の確保

第一節 警戒避難体制の整備等

(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆

山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動

火山対策(火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。)の総合的な推進に関する基

本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施

設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防火除地域の指定について指

針となるべき事項

三 第十四条第一項の規定による避難施設緊急

整備計画の作成並びに第十九条第一項から第

三項までの規定による防災営農施設整備計

画、防災林業經營施設整備計画及び防災漁業

經營施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に關し必要な事項

五 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとする

ときには、あらかじめ、関係行政機関の長に協議

するとともに、中央防災会議の意見を聽かなければならぬ。

6 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長

二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管

区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象

台長又はその指名する職員

三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地

方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する

部隊若しくは機関の長

五 警視監又は当該道府県の道府県警察本部

六 当該市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

七 火山現象に關し学識経験を有する者

八 觀光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

九 市町村にあつては、消防団長

十 火山防災協議会において協議が調つた事項に

ついては、火山防災協議会の構成員は、その協

議の結果を尊重しなければならない。

11 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に關し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

(都道府県地域防災計画に定めるべき事項等)

第十五条 都道府県防災会議災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項

の都道府県防災会議をいう。以下同じ。)は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画(同法第四十一条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。)において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

12 前二項の規定は、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に關し必要な協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。

集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条)第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。)又は市町村防災会議の協議会(同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ)が次条第一項第二号及び第三号(これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項

三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するため必要な警戒避難体制に関する事項

五 警戒地域内に次に掲げる施設(火山現象の発生時ににおける当該施設を利用している者の訓練の実施に関する事項

六 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

七 市町村防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とす

八 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条)第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

九 前条第一項第一号に掲げる事項

十 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

十一 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

五 警戒地域内に次に掲げる施設(火山現象の発生時ににおける当該施設を利用している者の訓練の実施に関する事項

六 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項

七 市町村防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とす

八 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条)第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

九 前条第一項第一号に掲げる事項

十 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項

十一 避難施設その他の避難場所及び避難路その他

難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設(以下この条において「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用する者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する施設で政令で定めるもの

九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域(警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。)をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他避難地帯に於ける火山の爆発による人的災害を防止するためには必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による災害の防止又は軽減を図るために同項の都道府県防災会議の協議会(第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。)が設置されている場合について準用する。

十一 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用する者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

十二 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。

十三条 都道府県地域防災計画(同法第四十三条第一項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは、都道府県相互間地域防災計画(同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画)と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは、都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画)とあるのは、都道府

の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。(警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備)

十四条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域(警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。)をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他避難地帯に於ける火山の爆発による災害の防止を推進するためには必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

十五条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による災害の防止又は軽減を図るために同項の都道府県防災会議の協議会(第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。)が設置されている場合について準用する。

十六条 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用する者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

十七条 都道府県地域防災計画(同法第四十三条第一項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは、都道府県相互間地域防災計画(同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画)と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは、都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画)とあるのは、都道府

域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。
 法第十六条第一項の規定により火山の爆発による人的灾害の防止又は軽減を図るために市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議をいいう。以下同じ。)」と、「市町村地域防災計画(災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画)」であるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画)」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項第七条第八条第一項並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのとされる。

(登山者等に関する情報の把握等)

第十二条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者(以下この条において「登山者等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

2 登山者等は、その立ち入りうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都

道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画(災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次

法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により指定された避難施設緊急整備地域とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により作成されている避難施設緊急整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十四条第四号に規定する指定地方行政機関(同

の長、指定地方公共機関(同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。)、市町村長その他関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対するべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附則 第二項及び第五項中「第十三条」を「第二十一条」に改める。

3 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により作成されている防災営農施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条第二項の規定により作成されている防災林業經營施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第八条第三項の規定により作成されている防災漁業經營施設整備計画については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第十九条第六項の規定により変更されたときは、その変更された日の前日)までの間は、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一項の規定により指定されている降灰防除地域は、新法第二十三条第一項の規定により指定された降灰防除地域とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正)

第五条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則 第五項中「第十三条」を「第二十四条」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十三号を次のように改める。

十三条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する。

年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基

本的な指針の策定に関する事項並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関するこ

と。

審查報告書

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

文教科学委

參議院議長 文教科學委員長 水落敏栄
山崎正昭殿

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の放射線医学の研究において、放射線医学総合研究所がこれまで中心的な役割を果たしてきたことに鑑み、法人の名称が変更されると、後も、量子科学技術研究開発機構において、原子力災害からの復興支援を目的とする低線量被ばくに係る研究等を含め、引き続き放射線医学に関する科学技術の水準の向上が図られるよう、人的・物的体制の拡充に万全を期すること。

二、現在、先進医療となつてゐる重粒子線がん治療への早期の保険適用に向け、放射線医学総合

第一條 中「國立研究開發法人放射線医学総合研

め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」

「中國立研究開発法人放射線医学総合研究所」を

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法

第十五条第一項及び第三項中「研究所」を「機構」とし、
に改め、第三章中同条を第十七条とする。
第十四条中「研究所は」を「機構は」に、「第三条
を「第四条」に改め、第七号を第八号とし、同条第
六号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同条第
七号とし、同条第五号中「放射線による」を「量子
科学技術に関する技術者 放射線による」に改め、
「技術者」の下に「を含む。」を加え、同号を同条第
六号とし、同条第四号中「放射線の人体」を「量子
科学技術に関する研究者 放射線の人体」に改め、
「研究者」の下に「を含む。」を加え、同号を同条第

第七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第二項中「研究所」を「機構」に、「一人」を「三人」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「研究所」を「機構」に改め、第一章中同条を第七条とする。

第四条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第六条とする。

第三条の二中「研究所」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

國立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年六月十一日

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第二十一条　国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第十七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同項第二号及び第三号中「第十四条を「第十六条」と改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第一項中「研究所」を「機構」に、「第十一

第十一條第一項中「研究所の」を「機構の」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「第十条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「研究所の」を「機構の」に、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「第九条」を「第十一条及び第十二条」に改め、同条を第十三条とする。

部を改正する法律案

研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

第二十条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「研究所」を「機構」に改め、第四章中同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

八

を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行うこと。

第十四条を第十六条とする。

第十三条中「研究所」を「機構」に改め、第二章中同条を第十五条とする。

第十二条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十四条とする。

官 報 (号 外)

「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に、「研究所」を「機構」に改め、「は、」の下に「量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに」を加え、「(研究及び開発を)」を削り、「により、」の下に「量子科学技術及び」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)」を「通則法」に改め、「通則法第二条第一項に規定する」を削り、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「量子科学技術」とは、量子に関する科学技術をいう。

2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 科学技術に関する共通的な研究開発
 - 二 科学技術に関する研究開発であつて、国試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次条において同じ。)に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの
 - 三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの
- (施行期日)
- 附 則
- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条第二項、第四項及び第五項は、政令で定める。

五項並びに附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等)

第二条 この法律の施行の時において現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が有する権利及び義務であつて、附則第九条の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(この法律による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に掲げる業務に相当するものに限る。)並びにこれらの業務に附帯する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 前項の承継計画書は、原子力機構が、政令で定める基準に従つて作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定により機構が原子力機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

4 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(附則第四条において「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

6 原子力機構は、第一項の規定により機構が原子力機構の権利及び義務を承継したときは、第三項の規定により機構に対し出資されたものとされた額に対応する額として文部科学大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

(非課税)

第三条 前条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員から引き続き機構の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員として在職する者(同日において國家公務員共済組合法昭和十三年法律第百二十八号)第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号。以下「通則法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項に規定する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号。次条において「通則法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同法第一項第一号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という。)の組合員であるものに限る)が施行日に引き続い機構の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用について機構の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表

であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続く当該役員であつたときは、施行日以後引き続く当該役員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。

3 施行日の前日において国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員として在職する者(同日において文部科学省共済組合の組合員であるものに限る)が施行日において引き続い機構の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用について機構の役員となる場合であつて、かつ、当該役員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表

通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第一項	の他の （原子力機構）といふ。）を含む。以下この項において同 じ。）の他の
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第一号	又は （原子力機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）を含 む。以下この号において同じ。）又は
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第四号	の組織 （原子力機構を含む。）の組織
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第六項	したこと したこと（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 法（平成十六年法律第百五十五号）又は原子力機構（国 立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正 する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日前 のものに限る。第五十条の六において同じ。）が定めて いた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の 規則に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条 において同じ。）
他の役員 若しくは職 員を 定めるもの	させたこと させたこと（原子力機構の役員又は職員にこの法律、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法若しくは 他の法令又は原子力機構が定める業務方法書、第四十 九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の 行為をさせること又はさせたことを含む。次条におい て同じ。） (原子力機構を含む。以下この項において同じ。)の他 の役員若しくは職員を
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の六第一号	であつた者 であつた者（原子力機構の役員又は職員（非常勤の者を 除く。）であつた者を含む。） 定めるもの（離職前五年間に在職していた原子力機構 の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた 業務を行う国立研究開発法人量子科学技術研究開発機 構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）

通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の六第二号	の役員又は 管理
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の六第三号	と営利企業 等 （原子力機構を含む。以下この号において同じ。）と営 利企業等
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第一項	の他の （国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下 「量子機構」という。）を含む。以下この項において同 じ。）の他の
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第一号	又は （量子機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）を含 む。以下この号において同じ。）又は
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第六項	させたこと させたこと（量子機構の役員又は職員にこの法律、国 立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十 一年法律第百七十六号）若しくは他の法令又は量子機 構が定める業務方法書、同条に規定する規程その他の 規則に違反する職務上の行為をさせること又はさせた ことを含む。次条において同じ。）
他の役員 若しくは職 員を 定めるもの	（量子機構を含む。以下この項において同じ。)の他 の役員若しくは職員を
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)	人放射線医学総合研究所の項を削る。 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別 表第一 二 國立公務員共済組合法別表第二 (國立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 構法の一部を次のように改正する。 第十条第二項中「七人」を「六人」に改める。 第十七条第一項中「次の業務」の下に「(第一号
第七条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め る。 (船員保険法及び國家公務員共済組合法の一部 改正)	
第八条 次に掲げる法律の規定中國立研究開発法	

及び第一号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第百七十六号)第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。」を加える。

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のよう

改訂する。

附則第四条第六項中「引き続き当該施行日後

の研究所等の下に「独立行政法人国立特別支

援教育総合研究所、国立研究開発法人人物質・材

料研究機構、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、

国立研究開発法人放射線医学総合研究所

法の一部を改訂する法律(平成二十七年法律第

号)による改訂前の国立研究開発法人

放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百

七十六号)第二条の国立研究開発法人放射線医

学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術

研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財

機構を含む。以下この項において同じ。」を加

える。

附則第五条中「国立研究開発法人放射線医学

総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のよう改訂する。

別表第一第七号を次のよう改訂する。

七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発

機構

審査報告書

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月三十日

国土交通委員長 広田 一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築

築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保

するための措置、建築物エネルギー消費性能向

上計画の認定その他の措置を講じようとするも

のであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果を分かりやすく説明し、本法施行への協力を求めるとともに、今後予定さ

れる建築物の省エネ基準適合義務の対象拡大に

ついて理解の促進を図ること。

二、建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとすること。また、関係省令、告示等の制定

について理解の促進を図ること。

から施行までに十分な期間を置いて、所管行政

府その他の関係機関、関係事業者等に対する制

度の周知徹底すること。

三、今後の適合義務の対象拡大に当たっては、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上

で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施

工、評価等を担う技術者の育成を促進するこ

と。また、所管行政府において届出制度が的確に運用されるよう、実情を把握した上で必要な

支援を行い、適合率の向上を図ること。

四、戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向

けて、手続の一層の簡素化等、建築側と審査側

双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務

店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充

を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整

備に万全を期すこと。あわせて、地域の気候風

土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を

可能とする仕組みを検討すること。

五、建築物の省エネ基準等は、新築におけるエネ

ルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に

資する水準が維持されるよう定期的な見直しを

行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を

促進するため、基準強化の時期、内容等をあら

かじめ明らかにすること。

六、建築物のエネルギー消費性能について、統一

的かつ分かりやすい表示の方法を早期に確立す

るとともに、建築物の広告等における性能の掲

載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明

などの促進により、性能に優れた建築物が市場

において適切に評価される環境を整備すること。

あわせて、建築物の設計者に対し、建築主

へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。

七、住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの

防止など居住者の健康の維持・増進や生活の質

の向上に資することについて、実態調査を行ひ

その結果を公表するとともに、国民の理解を深めよう努めること。また、住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にして、同サッシの耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。

八、既存建築物の省エネルギー改修を促進するた

め、支援制度の充実を図ること。特に、エネル

ギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。

九、国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改

修等に当たっては、建築物のエネルギー消費能

力の向上を先導するものとなるよう、積極的な

新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。

右決議する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月四日
参議院議長 大島 理森

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案
参議院議長 山崎 正昭殿

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条・第十条)

第三章 建築主が講すべき措置
第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務
 等(第十一条—第十八条)

一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置(第十九条—第二十三条・第二十六条)

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等(第二十三条—第二十六条)

住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第二十九条—第三十五条)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第三十六条—第三十八条)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

建築物エネルギー消費性能判定機関等(第三十九条—第五十五条)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関等(第五十六条—第六十二条)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関等(第六十三条—第六十六条)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関等(第六十七条—第七十四条)

第一節 総則

(目的)
 第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建

築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もつて国民经济の健全な発展と国民生活の安定向上による。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義)
 (一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

(二) エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー(エネ

ルギー)の使用の合理化等に関する法律第二条に規定するエネルギーをいい、建築物

第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(第六条第一項及び第二十九条第一項において「空気調和設備等」という。)において消費されるものに限る。)の量を基礎として評価される性能をいう。

三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経

産省令・国土交通省令で定める基準をいう。

四 建築主等 建築主(建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をい

う。

五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。たゞ、建築基準法第九十七条の二第一項又は第

九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域の政令で定める建築物に

第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

六 基本方針 基本方針の変更について準用する。

七 地方公共団体 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事項

八 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

九 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十五 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十六 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十七 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十八 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

二十 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上の意義及び目標に関する事項

二 建築物のエネルギー消費性能の向上のための施策に関する基本的な事項

三 建築物のエネルギー消費性能の向上のための建築主等が講すべき措置に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する重要な事項

五 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保れたものでなければならない。

六 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

7 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

8 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

9 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

10 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

11 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

12 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

13 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

14 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

15 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

16 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

17 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

18 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

19 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

20 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

21 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

22 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

23 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

24 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

25 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

26 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

27 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

28 基本方針は、国土交通大臣に協議しなければならない。

第六条 建築主は、その建築等(建築物の新築、増築若しくは改築(以下「建築」という。)、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。)をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

第七条 住宅の建築を業として行う建築主(以下「住宅建築主」という。)は、前項に定めるものの新築する一戸建ての住宅を第二十七条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

(建築物の販売又は賃貸を行ふ事業者の努力)

第七条 住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行ふ事業者は、その販売又は賃貸を行

う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。
(建築物に係る指導及び助言)

第八条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘査して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第九条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対して、建築物エネルギー消費性能基準を勘査して、建築物エネルギー消費性能基準を勘査し、建築物エネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通じての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘査して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 建築主が講すべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(特定建築物の建築主の基準適合義務)
第十一條 建築主は、特定建築行為に特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政

令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特あるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）

が増築後において特定建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)
第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

(建築物エネルギー消費性能の表示)

建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物工

ネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

所管行政庁は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同法第四項の期間（同法第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合性判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該特定建築行為に係る建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合性判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合性判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認を受けることができる。

7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同法第四項の期間（同法第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合性判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8 建築主は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合性判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認を受けることができる。

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)
第十三条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

二四

- 2 国等の機関の長は、前項の建築物工ネルギー消費性能適合性判定を知り、建築物工ネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通し、建築物工ネルギー消費性能適合性判定を求めるなければならない。

3 国等の機関の長は、前項の建築物工ネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物工ネルギー消費性能確保計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物工ネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知しなければならない。(この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物工ネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。

4 所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物工ネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

6 所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物工ネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)が建築物工ネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定す

建築物のエネルギー消費性能の向上に関するもの
の旨及びその理由を記載した通知書を第四項の
期間(前項の規定によりその期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該通
知をした国等の機関の長に交付しなければなら
ない。

案
当該建築物が第十一條第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

7 国等の機関の長は、第四項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第十八条第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同条第二項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第九項において同じ。）について同条第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 国等の機関の長は、前項の場合において、建築基準法第十八条第三項の期間（同条第十三項の規定によりその期間が延長された場合においては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

る建築物工ネルギー消費性能適合性判定の実施等) 第十五条 所管行政庁は、第三十九条から第四十一条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物工ネルギー消費性能判定機関」という。)に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物工ネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が建築物工ネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とす

3 確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者(同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写し)の送付を受けた場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者)に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第七項の適合判定通知書又はその官認証書を交付することができる。
(特定建築物に係る基準適合命令等)

第十四条 所管行政庁は、第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、

第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。)の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合には、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。

(住宅部分に係る指示等)

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能

エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分に係る部分に限る。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためめ必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためるべき措置について協議を求めることができる。

(特定建築物に係る報告、検査等)

第十七条 所管行政庁は、第十四条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の

建築物工エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(適用除外)

第十八条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていないことにより建築物工エネルギー消費性能基準に適合させることができること

三 仮設の建築物であつて政令で定めるもの

第二節 一定規模以上の建築物の工エネルギー消費性能の確保に関するその他の措置
(建築物の建築に関する届出等)

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物の工エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変

建築物工エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であつて工エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物の増築又は改築であつて工エネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

(建築物に係る報告、検査等)

第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物工エネルギー消費性能基準への適合に關する事項に關し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができること

二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(国等に対する特例)

第二十条 国等の機関が行う前条第一項各号に掲げる行為については、同条の規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第三項の規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、前条第一項各号に掲げる行為をしては、あらかじめ、当該行為に係る建築物の工エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政

3 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物

工エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物の工エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国等の機関の長に対し、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めることができる。

(建築物に係る報告、検査等)

第三項並びに前条第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物工エネルギー消費性能基準への適合に關する事項に關し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(国等に対する特例)

第二十一条 所管行政庁は、前項の規定による立入検査があつた場合において、その結果によると認めるときは、その届出を受理した日から

二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(建築物に係る報告、検査等)

第二十二条 この節の規定は、第十八条各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適用除外)

第二十三条 この節の規定は、第十八条各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。

2 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(適用除外)

第二十四条 國土交通大臣は、前条第一項の認定のための審査に當たつては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能評価(以下単に「評価」という。)であつて、第五十六条から第五十八条までの規定の定めるところにより登録建築物工エネルギー消費性能評価機関」という。が行うものに基づきこれを行うものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の認定をしたとき

は、遅滞なく、その旨を當該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

(審査のための評価)

第二十五条 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が當該建築物について

第二十六条 第二十三条第一項の認定を受けたときは、當該建築物の建築のうち第十二条第一項の建築物工

エネルギー消費性能適合性判定を受けなければな

らないものについては、同条第三項の規定によ

り適合判定通知書の交付を受けたものとみなし

て、同条第六項から第八項までの規定を適用す

る。

2 特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築を

しようとする者が當該建築物について第二十三

条第一項の認定を受けたときは、當該建築物の

建築のうち第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出したものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(手数料)

第二十六条 第二十三条第一項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

(一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準)

第二十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、

経済産業省令・国土交通省令で、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2 前項に規定する基準は、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、一戸建ての住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(住宅事業建築主に対する勧告及び命令等)

第二十八条 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する一戸建ての住宅につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築す

る一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 國土交通大臣は、前項の勧告を受けた住宅事業建築主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 國土交通大臣は、第一項の勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして住宅事業建築主が行うべきその新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聽いて、当該住宅事業建築主に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 國土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるもの。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設

備等の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政の認定を申請することができる。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 建築物の位置
2 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

3 前項の規定による申出を受けた所管行政方は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政方が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政方は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四条の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上

2 建築物の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政の認定を申請することができる。

2 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

3 前項の規定による申出を受けた所管行政方は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政方が、前項において準用する建築基

準法第十八条第三項の規定による確認済証の交

付を受けた場合において、第一項の認定をした

ときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消

費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認

済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政方は、第四項において準用する建築

基準法第十八条第十四項の規定による通知書の

交付を受けた場合においては、第一項の認定を

してはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに

第九十三条から第九十三条の三までの規定は、

第四項において準用する同法第十八条第三項及

び第十四条の規定による確認済証及び通知書の

交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の

新築等をしようとする者がその建築物エネルギー

消費性能向上計画について第一項の認定を

受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上

官報 (号外)

のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物工ネルギー消費性能適合性判定を受ければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 工ネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工ネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該工ネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物工ネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物工ネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物工ネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築物工ネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)

第三十五条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一号ロ、第六十八条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第三項第二号、第五十七号、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一号ロ、第六十八条の六第一項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に

のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物工ネルギー消費性能適合性判定を受ければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 工ネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物工ネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該工ネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物工ネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物工ネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物工ネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第三十七条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物工ネルギー消費性能基準に適合しなくなつたと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第三十八条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物工ネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十九条 第十五条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築物工ネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録)

第一節 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関等

第二節 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関等

第三十九条 第十五条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、建築物工ネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

40 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わらし起算して二年を経過しない者

四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第四十一条 國土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

(1) 床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(2) 床面積の合計が一万平方メートル以上五千平方メートル未満の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を二百五十で除した数

(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上の特定建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を百二十で除した数

口 イ(1)から(3)までに掲げる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行っている場合は、第四十五条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める数を合計した数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

二 登録申請者が、業として、建築物を設計し

若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第

五十八条第一項第二号イにおいて同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいじ。)における役員)が、業務を執行する社員に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態ないこと。

五 第四十五条の適合性判定員の氏名

(登録の公示等)

第四十二条 國土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第四十三条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併

により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四十条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(適合性判定員)

第四十五条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備え、そのうちから適合性判定員を選任しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が機関が當該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併

(判定の業務の義務)

第四十六条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)及びその職員(適合性判定員を含む。)並びにこれらの者であつた者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(秘密保持義務)

第四十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、判定の業務を行わなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により判定の業務を行わなければならぬ。

(判定業務規程)

第四十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定

官 報 (号) 外

機関は、判定の業務に関する規程(以下「判定業務規程」という。)を定め、判定の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 判定業務規程には、判定の業務の実施の方法、判定の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつた判定業務規程が、この節の規定に従つて判定の業務を公正かつ適確に実施する上で不适当であり、又は不適当となつたと認めるときは、その判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他)の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
(報告、検査等)

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第五十条 登録建築物工ネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通省令で定めるものとし、判決の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(適合命令)

第五十一条 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が第四十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、国土交通大臣に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が第四十七条の規定に違反する請求をするには、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

二 第四十八条第三項、第五十一条又は第五十五条第一項の規定による命令に違反したとき。
二 第四十九条第一項の規定による届出のあつた判定業務規程によらないで判定の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十八条第三項、第五十一条又は第五十五条第一項の規定による命令に違反したとき。
二条の規定による命令に違反したとき。

五 判定の業務に従事する適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

三 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 登録建築物工ネルギー消費性能評価機関

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。(登録の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、登録建築物工ネルギー消費性能判定機関が第四十条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条並びに第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物工ネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 第四十二条第一項、第四十四条第二項、第

四十九条第一項、第五十条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十八条第一項の規定による届出のあつた判定業務規程によらないで判定の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第四十八条第三項、第五十一条又は第五十五条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 判定の業務に従事する適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

三 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 登録建築物工ネルギー消費性能評価機関

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録)

第五十六条 第二十四条第一項の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、第二十三条第一項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条並びに第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物工ネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十二条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十八条第二項第二号
第四十三条第二項	第三十九条から第四十一条まで	第五十六条第一項、第五十七 条及び第五十八条
第四十四条第一項ただし書	第四十条各号	第五十七条各号
第四十六条	適合性判定員	第五十九条の評価員
第四十六条から第四十八条ま で、第五十条、第五十二条、 第五十三条第一項、第五十四 条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十八条	判定業務規程	評価業務規程
第五十一条	第四十一条第一項各号	第五十八条第一項各号
(欠格条項)		
第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。		
一 第四十条第一号から第三号までに掲げる者		
二 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者		
三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの		
(登録基準等)		
第五十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。		
一 次条の評価員が評価を実施し、その数が三以上であること。		
二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。		
イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人であること。		
二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてゐること。		
口 登録申請者の役員(持分会社にあつては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。		
ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。		
三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。		
四 債務超過の状態ないこと。		
2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。		
一 登録年月日及び登録番号		
二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行つた事務所の所在地		
四 次条の評価員の氏名		
五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項		
(評価員)		
第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。		
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者		
二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者		
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者		
(登録の取消し等)		
第六十条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。		
第六十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、評価の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。		
一 登録を受ける者がいないとき。		
二 第五十六条第二項において読み替えて準用する第五十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。		
三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。		

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が天災その他の事由により評価の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。
2 國土交通大臣は、前項の規定により評価の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる評価の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 國土交通大臣が第一項の規定により評価の業務を行つこととした場合における評価の業務の引継ぎその他の必要な事項は、國土交通省令で定める。

(手数料)

第六十二条 前条第一項の規定により國土交通大臣が行う評価の申請をしようとする者は、國土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納めなければならない。

第七章 雜則

(審査請求)

第六十三条 この法律の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為については、國土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、國土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

第六十四条 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、國土交通省令で定める。

(國土交通省令への委任)

第六十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者

二 第五十五条第二項又は第六十条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反した者

三 第五十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十六条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十七条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十八条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十一条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第六十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第六十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第六十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第六十六条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第六十七条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第六十八条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第六十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第七十条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第七十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

一 第十七条第一項、第二十二条第一項、第二十八条第四項若しくは第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条第二号又は第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

三 第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十四条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第四十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

三 第五十一条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

四 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

五 第五十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

六 第五十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

七 第五十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

八 第五十六条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

九 第五十七条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十 第五十八条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十一 第五十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十二 第六十一条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十三 第六十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十四 第六十三条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十五 第六十四条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十六 第六十五条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十七 第六十六条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十八 第六十七条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十九 第六十八条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

二十 第六十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

二十一 第七十一条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

二十二 第七十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

十七条第一号、第六十八条、第六十九条、第七十条第一号(第三十八条第一項に係る部分を除く。)、第七十条第二号及び第三号並びに第七十一条(第一号を除く。)に係る部分に限る。)並びに第七十四条並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第三章第一節の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた特定建築物について適用する。

2 第三章第二節の規定は、一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する第十九条第一項各号に掲げる行為について適用する。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築(特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物(非住宅部分に限る。)の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。)については、当分の間、第三章第一節の規定は、適用しない。

2 建築主は、前項の特定増改築(一部施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。)をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしよ

性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、同様とする。

3 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 特殊の構造又は設備を用いて第一項の建築物の特定増改築をしようとする者が当該建築物に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他物件を検査させることができる。

6 国等の機関の長が行う第一項の特定増改築について、第二項から前項までの規定は、適用しない。この場合においては、次項及び第八項の規定に定めるところによる。

7 国等の機関の長は、第一項の特定増改築をしようとするときは、あらかじめ、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項登録建築物評価機関の登録の登録(登録更新の登録を除く。)

(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項登録建築物評価機関の登録の登録(登録更新の登録を除く。)

(二) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項登録建築物評価機関の登録(登録更新の登録を除く。)

うとするときも、同様とする。

8 所管行政庁は、前項の規定による通知があつた場合において、その通知に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

9 所管行政庁は、第三項、第四項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又は

その職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10 第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査についての特定増改築をしようとする者が当該建築物について第二十三条第一項の認定を受けたときは、当該特定増改築のうち第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同

11 第二項から前項までの規定は、第十八条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

12 第四項の規定による命令に違反した者は、百

13 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

14 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

15 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

19 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

20 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

21 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

22 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

23 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

24 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

25 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

26 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

27 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

28 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

29 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

百五十五の二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録	登録件数
(一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項登録建築物評価機関の登録の登録(登録更新の登録を除く。)	登録件数
(二) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第号)第十五条第一項登録建築物評価機関の登録(登録更新の登録を除く。)	登録件数

1 一件につき九万円
2 一件につき九万円

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第六条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第五章 建築物に係る措置等 第一節 建築物に係る措置等 第二款 住宅事業建築主の新築等に係る 第二節 登録建築物調査機関(第七十六条登録講習機関)第七十六条」

措置(第七十一条、第七十六条の三)する特定住宅に係る特別の措置(第七十六条の十六の七、第七十六条の十)」

四一第七十六条の六)を「第五章 建築物に係る

措置(第七十一条、第七十六条)に改める。

第五章の章名中「措置等」を「措置」に改める。

第五章第一節の節名及び同節第一款の款名を削る。

第七十二条の見出しを削り、同条中「以下」を「第四号において「に改め、同条第二号中「以下同じ。」を削り、同条第三号中「以下同じ」を削る。

第七十三条から第七十六条までを次のように改める。

第七十三条から第七十六条まで 削除

「第八十七条第一項中「第八十七条第十三項」を「第八十七条第十項」に改める。

第八十六条第一項中「建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」及び「建築物の外壁、窓等

(空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための建築物に必要とされる性能の表示)を削る。

第八十七条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第十項とし、第十四項を第十一項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八十八条第一項中「同条第二項」を「又は同条第二項」に改め、「又は第七十六条の十四第四項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者」を削る。

第八十九条第一項中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」及び「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第三号中「又は第七十六条の十」を削る。

第九十三条第二号中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」及び「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を削り、同条第三号中「又は第七十六条の十」を削る。

第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を削り、「第七十五条第三項」を削る。

第九十六条第一号中「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を削り、「第七十五条第三項」を削る。

第七十七条第一項又は第七十五条の二第一項」を「又は第七十五条の二第一項」を削る。

第七十三条第三項に改め、同条第三号中「第七十七条第一項」を「又は第七十六条の十」を削る。

第七十六条の六第一項の規定によりされた勧告は、第二十八条第一項の規定によりされた勧告とみなす。

一部施行日前に旧エネルギー使用合理化法第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第七十六条の六第三項を削る。

第一項各号」に改める。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 一部施行日前に前条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下この条において「旧エネルギー使用合理化法」という)第七十五条第一項の規定による届出をした第一種特定建築主等に対する当該届出に係る指示、公表及び命令並びにこれらの指示、公表及び命令に係る報告及び立入検査について、当該届出に係る新築、改築又は増築であつて特定建築行為又は第十九条第一項各号に掲げた行為に該当するものについては、第三章第一節及び第二節並びに附則第三条の規定は、適用しない。

第八項の次に次の一項を加える。

9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成二十七年法律第二号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第一条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び

第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第

八項の次に次の一項を加える。

8 集約都市開発事業を施行しようとする者が

その集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成二十七年法律第二号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第三

項の規定による申出があつた場合を除き、同

条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から

第八項までの規定を適用する。

第五十四条第一項第一号中「エネルギーの使

用の合理化等に関する法律第七十三条第一項に

規定する判断の基準」を「建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第一条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に、「建築

物に係るエネルギーの使用の合理化」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項」に、「これら」を「同項」に、「同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項」を「同条第二項及び

第三項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8
低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画につ

いて第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能商

合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による伸出があつた場合は

第二項の規定により除外される場合は、これを除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けるものとみなして、同条第

(同上)の適用に関する特例(附則)
六項から第八項までの規定を適用する。

(警貝の適用に関する細則指置)

はした行為及び附則第七条の規定によつたお徳前の一例によることとされる場合における同号に開づつる二の画子後二、三丁も二寸一の間引つ

掲げる規定の施行後にして行なはれるする旨の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

る。の施行に關し必要な経過措置は政令で定め

第十一條 政府は、この法律の施行後三年を経過（検討）

した場合において、建築物の建築物工エネルギー消費性能基準への適合の状況、建築物のエネルギー消費性能に関する技術開発の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する制度全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十七年七月一日 参議院会議録第一十九号

投票者氏名

賛成者氏名	日程第二 調書及び各省各厅所管使用調書(衆議院送付)	津弥太郎君 那谷屋正義君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 廣田 一君 藤田 幸久君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 肩君 市田 忠義君 小池 晃君 吉良よし子君 仁比 聰平君 大門寒紀史君 行田 邦子君 福島みづほ君 吉田 忠智君 谷 亮子君 糸数 慶子君	直嶋 難波 樊二君 國義君 白 久美子君 野田 真勲君 林 哲郎君 福山 祐司君 藤本 前田 増子 輝彦君 森本 真治君 柳澤 武志君 吉川 光美君 井上 增子 倉林 沢穂君 紙 哲士君 明子君 智子君 山下 芳生君 山田 太郎君 又市 征治君 主瀬 了君 山本 太郎君 興石 東君
-------	----------------------------	---	---

丸山	松下	松山	舞立	昇治君
和也君	新平君	司政君	水落	敏栄君
三原じゅん子君	洋一君	宮沢	洋一君	水落
森まさこ君	卓治君	柳本	卓治君	柳本
山田修路君	山田	山田	山田	山田
山谷えり子君	山谷えり子君	吉田順三君	吉田	吉田
山本順三君	山本順三君	博美君	雅史君	脇雅史君
山本順三君	山本順三君	美樹君	清寛君	渡邊清寛君
山本順三君	山本順三君	佐々木さやか君	魚住裕一郎君	荒木魚住裕一郎君
山本順三君	山本順三君	竹谷とし子君	長沢廣明君	竹谷とし子君
山本順三君	山本順三君	大作君	西田実仁君	大作君
山本順三君	山本順三君	東横山信一君	東横山信一君	東横山信一君
山本順三君	山本順三君	柴田巧君	市田忠義君	藤巻健史君
山本順三君	山本順三君	邦彦君	光男君	室井吉良よし子君
山本順三君	山本順三君	光男君	忠義君	小池晃君
山本順三君	山本順三君	忠義君	忠義君	大門実紀史君

牧野たかお君
丸川 松村 三木 三宅 溝手 宮本 山下 森屋 宮本 伸吾君 祥史君
亨君 周司君 顯正君 俊男君 雄平君 宏君
山田 山本 一大君 吉川ゆうみ君 若林 健太君 猛之君 公造君 義博君 博崇君
渋辺 秋野 石川 渡辺 石川 倍良君 克夫君 秀規君 正明君 久武君
河野 谷合 新妻 浜田 矢倉 山本 謙維君 次郎君 明子君 哲士君 智子君
辰巳孝太郎君 田村 倉林 井上 真山 寺田 川田 小野 若松 博司君 龍平君 貴之君 典城君
智子君 哲士君 明子君 智子君 智子君

仁比聰平君	アントニオ猪木君	田中茂君	山口和之君	中野正志君
浜田和幸君	和田政宗君	薬師寺みちよ君	福島みづほ君	吉田忠智君
糸数	吉田忠智君	慶子君	慶子君	喜史君
足立信也君	有田芳生君	石橋通宏君	江崎孝君	小川源幸君
尾立勝也君	大島九州男君	大野元裕君	風間直樹君	神本美恵子君
芝彰君	郡司彰君	小林正夫君	斎藤嘉隆君	那谷屋正義君
田城郁君	津田弥太郎君	芝博一君	那谷屋正義君	羽田雄一郎君
長浜博行君	西村まさみ君	浜野喜史君	浜野喜史君	浜野喜史君

林	久美子君	相原久美子君
白	野田	石上 俊雄君
難波	直嶋	磯崎 哲史君
德永	田中	江田 敏夫君
櫻井	小川	大久保 勉君
椿葉賀津也君	北澤 俊美君	北澤 俊美君
正行君	小西 洋之君	大塚 耕平君
國義君	小見山 幸治君	加藤 敏幸君
眞勲君	櫻井 充君	金子 洋一君
獎二君	德永 工利君	北澤 俊美君
江口	又市 征治君	北澤 俊美君
松田	荒井 広幸君	北澤 俊美君
中山	克彦君	北澤 俊美君
井上	義行君	北澤 俊美君
芳生君	成文君	北澤 俊美君
義行君	健治君	北澤 俊美君
渡辺美知太郎君	又市 征治君	北澤 俊美君
公太君	荒井 広幸君	北澤 俊美君
成文君	廣幸君	北澤 俊美君

日程第四 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認すること」

贊成者田名

阿達	青木	赤石	石井	石井	一彦君	雅志君
北川イッセイ君	岡田	大沼みづほ君	岩井	石田	清美君	一彦君
金子原二郎君	太田	秀久君	宇都	磯崎	正弘君	準一君
広君	房江君	瀬君	陽輔君	昌宏君	浩郎君	赤池
経夫君	片山さつき君	尾辻	茂樹君	隆史君	猪口	誠章君
木村	岡田	大家	岩城	邦子君	磯崎	治郎君
義雄君	大野	敏志君	上野	通子君	仁彦君	巧君
北村	泰正君	泰正君	衛藤	光英君	愛知	
	直樹君	大野	晟一君	大野		

一五二

小泉	古賀友一郎君	昭男君
鴻池	佐藤	祥肇君
島田	山東	昭子君
末松	正久君	
関口	信介君	
滝沢	昌一君	
柘植	高野光二郎君	
鶴保	芳文君	
豊田	庸介君	
中川	俊郎君	
長峯	雅治君	
二之湯	祐介君	
馬場	誠君	
成志君		
林		
藤井		
古川		
堀内		
野上浩太郎君		
羽生田		
俊君		
誠君		
馬場		
成志君		
芳正君		
俊治君		
基之君		
恒夫君		
牧野たかお君		
松村		
丸川		
三宅		
溝手		
宮本		
森屋		
山崎		
山田		
修路君		
周司君		
宏君		
力君		

反対者氏名

足立	信也君	吉川ゆうみ君	山田俊男君
有田	芳生君	若林健太君	山本一太君
石橋	通宏君	渡辺猛之君	吉川ゆうみ君
江崎	孝君	秋野公造君	若林健太君
大島九州男君	勝也君	石川義博君	河野久武君
尾立	源幸君	杉正明君	浜田秀規君
小川		谷合昌良君	新妻秀規君
		矢倉克夫君	山本博司君
		小野次郎君	若松謙維君
		川田龍平君	寺田典城君
		井上貴之君	中野勇一君
		山口義行君	浜田和志君
		寺田正志君	和田政宗君
		川田和幸君	大島義知太郎君

八
一
名

谷えり子君	本順三君	田博美君	田雅史君
木住裕一郎君	木清寛君	木美樹君	木久保
澤広明君	澤谷とし子君	澤谷とし子君	澤谷とし子君
田実仁君	田大作君	田大作君	田大作君
木口那津男君	木山虎之助君	木山虎之助君	木山虎之助君
山信一君	山徹君	山徹君	山徹君
井光男君	井巧君	井健史君	井邦彦君
中茂君	中茂君	中茂君	中茂君
巻恭子君	巻成文君	巻成文君	巻成文君
田堺哲史君	田堺五月君	田堺五月君	田堺敏夫君
并廣幸君	并廣幸君	并廣幸君	并廣幸君
八一名			
原久美子君			
上俊雄君			
久保勉君			
坂耕平君			

興

大野	風間	元裕君
神本	美恵子君	
郡司	彰君	
小林	正夫君	
斎藤	嘉隆君	
芝	博君	
田城	郁君	
津田	弥太郎君	
那谷屋	正義君	
長浜	博行君	
西村	まさみ君	
羽田	雄一郎君	
浜野	喜史君	
広田	一君	
藤田	幸久君	
前川	清成君	
牧山	ひろえ君	
水岡	俊一君	
柳田	稔君	
安井	美沙子君	
小池	晃君	
市田	忠義君	
吉良	よし子君	
仁比	勝平君	
アント二才猪木君		
松田	公太君	
中西	健治君	
又市	征治君	
山本	了君	
輿石	太郎君	
東君		

糸
料

北澤	金子	加藤	敏幸君
小西	洋一君	洋之君	俊美君
大見山幸治君	櫻井	充君	大見山幸治君
樺葉賀津也君	田中	直紀君	樺葉賀津也君
徳永	工リ君	徳永	工リ君
直嶋	正行君	直嶋	正行君
難波	獎二君	難波	獎二君
野田	國義君	野田	國義君
白	眞勲君	白	眞勲君
林	久美子君	林	久美子君
福山	哲郎君	福山	哲郎君
藤本	祐司君	藤本	祐司君
前田	武志君	前田	武志君
増子	輝彦君	増子	輝彦君
森本	真治君	森本	真治君
柳澤	光美君	柳澤	光美君
吉川	沙織君	吉川	沙織君
井上	哲士君	井上	哲士君
倉林	智子君	倉林	智子君
田村	明子君	田村	明子君
辰巳孝太郎君	智子君	辰巳孝太郎君	智子君
山下	芳生君	山下	芳生君
行田	邦子君	行田	邦子君
山田	太郎君	山田	太郎君
福島みづほ君	亮子君	福島みづほ君	亮子君
吉田	忠智君	吉田	忠智君
系数	慶子君	系数	慶子君

官報(号外)

日程第四 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に対し警告すること」

賛成者氏名

二三三名

阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	岩井 茂樹君	宇都 隆史君	江島 潔君	尾辻 秀久君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻 安伊子君	島村 大君	伊達 忠一君	高橋 弘成君	伊達 克法君	塙田 宏文君	一郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-----

愛知 治郎君	赤池 誠章君	井原 巧君	石井 浩郎君	石城みどり君	石井 仁彦君	岩城 光英君	石城 光英君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北村 経夫君	岡田 直樹君	岡田 広君	金子原二郎君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻 安伊子君	島村 大君	伊達 忠一君	高橋 弘成君	伊達 克法君	塙田 宏文君	一郎君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-----

豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君	西田 昌司君	野村 哲郎君	中原 哲郎君	西田 智君	二之湯 智君	西田 智君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君	西田 智君	二之湯 武史君	野上浩太郎君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君	西田 智君	二之湯 武史君	野上浩太郎君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

芝 博君	斎藤 嘉隆君	郡司 彰君	小林 正夫君	吉良よし子君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君	西田 智君																					
------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

大野 元裕君	風間 直樹君	神本 美恵子君	田城 郁君	芝 博君	小林 正夫君	吉良よし子君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	中原 八一君	西田 智君																		
--------	--------	---------	-------	------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

大島 元裕君	北澤 俊美君	小西 洋之君	櫻井 充君																										
--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

加藤 敏幸君	金子 洋一君	北澤 俊美君	小西 洋之君	櫻井 充君																										
--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

大島 九州男君	源幸君	勝也君	孝君	通宏君	高野光二郎君	昌一君	高野光二郎君	昌一君	江田 小川																							
---------	-----	-----	----	-----	--------	-----	--------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

柴田 巧君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	市田 忠義君	田村 智子君	紙 智子君	倉林 明子君	寺田 典城君	真山 勇一君	哲士君	井上 哲士君	中原 八一君	西田 智君																		
-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

贊成者氏名
反対者氏名
額總計算書

日程第五 平成二十五年度国有財産増減及び現在
○名

儀間 光男君	片山虎之助君	東 徹君	横山 信一君	山口那津男君	西田 美仁君	平木 大作君	長沢 広明君	小野 若松君	山本 謙維君	次郎君	博司君	克夫君	昌良君	秀規君	正明君	久武君	河野 杉君	谷合	新妻	浜田	矢倉	吉川	柳澤	森本	前田	柳澤	前田								
--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

平成二十七年七月一日 参議院会議録第二十九号

投票者氏名

岩井	宇都	江島	尾辻	太田	江田	岡田	北川イッセイ君	金子原二郎君	太田房江君	岡田廣君	北川イッセイ君	金子原二郎君	太田房江君	岡田廣君	北川イッセイ君	金子原二郎君	太田房江君	岡田廣君	
茂樹君	隆史君	潔君	秀久君	房江君	廣君	伊達忠一君	島尻安伊子君	佐藤信秋君	酒井庸行君	島村良祐君	上月憲次君	小坂憲次君	熊谷大君	北川イッセイ君	金子原二郎君	太田房江君	岡田廣君	北川イッセイ君	金子原二郎君
岩城	光英君	通子君	晟一君	衛藤敏志君	大家泰正君	岡田直樹君	木村経夫君	小泉義雄君	鴻池祥肇君	吉川ゆうみ君	山本俊男君	山田雄平君	山下吉川ゆうみ君	森まさこ君	柳本卓治君	宮沢洋一君	山田洋一君	森まさこ君	柳本卓治君

上野	岩城	丸山	三木	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川
光英君	通子君	政司君	伸吾君	政司君	和也君	三原じゅん子君	敏栄君	水落敏栄君	宮沢洋一君	水落敏栄君								
上野	岩城	丸山	三木	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川
通子君	光英君	政司君	伸吾君	政司君	和也君	三原じゅん子君	敏栄君	水落敏栄君	宮沢洋一君	水落敏栄君								

松山	丸山	三木	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川
政司君	和也君	三原じゅん子君	敏栄君	水落敏栄君	宮沢洋一君	水落敏栄君												
松山	丸山	三木	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川	丸川
政司君	和也君	三原じゅん子君	敏栄君	水落敏栄君	宮沢洋一君	水落敏栄君												

丸川	珠代君	亨君	丸川															
丸川	珠代君	亨君	丸川															
丸川	珠代君	亨君	丸川															

足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立
有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田	芳生君	有田
大島	九州男君	小川	勝也君	石橋	通宏君	江崎	源幸君	大島	九州男君	小川	勝也君	石橋	通宏君	江崎	源幸君	大島	九州男君	小川

相原久美子君	八一名	相原久美子君																
小西	俊雄君	江田	敏夫君	江田														
石上	俊雄君	江田	耕平君	江田														

仁比聰平君	アントニオ猪木君	仁比聰平君																
松田	公太君	松田																
中西	健治君	中西																

山下	芳生君	山下																
行田	邦子君	行田																
福島	みずほ君	福島																

官報(号外)

平成二十七年七月一日 参議院会議録第二十九号

投票者氏名

丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	吉川 ゆうみ君	山本 一太君	吉川 ゆうみ君	山田 俊男君	若林 健太君	渡辺 猛之君	足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	大野 元裕君	尾立 源幸君	大島 九州男君	神本 美恵子君	郡司 彰君	芝 博一君	田城 郁君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	浜野 喜史君
--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	---------	-------	-------	-------	--------	-------	--------

三木 伸吾君	溝手 顯正君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 明子君	山田 力君	吉田 亨君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森本 真治君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森本 真治君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森 まさこ君
--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

広田 幸久君	藤田 前川	柳田 牧山	柳田 安井	柳田 牧山																						
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

白 佐々木さやか君	荒木 竹谷	蓮 竹谷とし子君	蓮 竹谷とし子君	西田 竹谷とし子君																					
-----------	-------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

白 佐々木さやか君	杉 谷合																									
-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

白 佐々木さやか君	日程第九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	島尻 安伊子君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高野 光二郎君	酒井 庸行君	島田 三郎君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君
-----------	--	-------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

白 佐々木さやか君	賛成者氏名	日程第九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	石井 準一君	中原 八一君	西田 二之湯	中曾根弘文君	井原 仁彦君	堺田 一郎君	井上 浩太郎君	豊田 駿介君	鶴保 廉介君	酒井 庸行君	島田 三郎君	三原じゅん子君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君
-----------	-------	--	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

白 佐々木さやか君	二三三名	反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高野 光二郎君	酒井 庸行君	島田 三郎君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君
-----------	------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

白 佐々木さやか君	一七名	反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高野 光二郎君	酒井 庸行君	島田 三郎君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君	森 まさこ君	増子 輝彦君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	前田 武志君	柳澤 光美君	吉川 輝彦君
-----------	-----	-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

渡辺 猛之君
足立 信也君
有田 芳生君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大島 九州男君
大野 元裕君
風間 直樹君
神本 美恵子君
郡司 彰君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田城 郁君
津田 弥太郎君
那谷屋 正義君
長浜 博行君
西村 まさみ君
羽田 雄一郎君
浜野 喜史君
広田 一君
藤田 幸久君
前川 清成君
牧山 ひろえ君
水岡 俊一君
安井 美沙子君
柳田 稔君
蓮 節君
荒木 清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君渡邊 美樹君
相原 久美子君
石上 俊雄君
江崎 五月君
小川 敏夫君
大塚 耕平君
大久保 勉君
片山虎之助君
横山 信一君
東 徹君
儀間 光男君
柴田 巧君
藤巻 健史君
室井 邦彦君
市田 忠義君
吉良 よし子君
小池 晃君
仁比 聰平君
大門 実紀史君
田中 直紀君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
田中 直紀君
楳葉賀津也君
市田 典城君
寺田 典城君
真山 勇一君
井上 哲士君
紙 智子君
倉林 明子君
智子君
辰巳 孝太郎君
山下 芳生君
井上 義行君
行田 邦子君
松田 公太君
山田 太郎君
浜田 和幸君
中野 正志君
江口 克彦君
中山 恒子君
田中 茂君
山口 和之君
浜田 和幸君
和田 政宗君
篠原 みちよ君
福島 俊一君
森本 真治君
藤本 祐司君
前田 武志君
増子 輝彦君
吉田 忠智君
谷 亮子君
奥石 東君新妻 秀規君
浜田 昌良君
山本 博司君
若松 謙維君
川田 龍平君
小野 次郎君
矢倉 克夫君
平木 大作君
西田 實仁君
山口 那津男君
横山 信一君
片山虎之助君
東 徹君
儀間 光男君
柴田 巧君
藤巻 健史君
室井 邦彦君
市田 忠義君
吉良 よし子君
小池 晃君
仁比 聰平君
大門 実紀史君
田中 直紀君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
市田 典城君
寺田 典城君
真山 勇一君
井上 哲士君
紙 智子君
倉林 明子君
智子君
辰巳 孝太郎君
山下 芳生君
井上 義行君
行田 邦子君
松田 公太君
山田 太郎君
浜田 和幸君
中野 正志君
江口 克彦君
中山 恒子君
田中 茂君
山口 和之君
浜田 和幸君
和田 政宗君
篠原 みちよ君
福島 俊一君
森本 真治君
藤本 祐司君
前田 武志君
増子 輝彦君
吉田 忠智君
谷 亮子君
奥石 東君安保法案の憲法適合性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月九日

参議院議長 山崎 正昭殿 前川 清成

平成二十七年六月十九日

参議院議長 内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議員前川清成君提出安保法案の憲法適合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書
平成二十七年六月四日、衆議院憲法審査会において与党推薦の参考人を含めて、いずれも現在の学会を代表する憲法学者三名が、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」(以下、「安保法案」という。)に関する「憲法違反」であると述べた(以下、「本件発言」という。)

言うまでもなく、憲法に適合しない法令は無効であり(憲法第九十八条第一項)、本件発言は極めて深刻である。
 そこで、質問する。

政府は本件発言を受けて、安保法案について修正、撤回等を行つたか。

二 本件発言に関して、同日、菅官房長官は記者会見において「まったく違憲ではない」という著名な憲法学者もたくさんいらっしゃいます」と述べている。

「著名な憲法学者」とは誰か。
 また、「たくさんいらっしゃいます」とは誰について質問する。

右質問する。

○名

一 お尋ねについては、平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、菅内閣官房長官が、「私自身が知っている方は十人程度おります。」と答弁したとおりであるが、具体的な氏名は、先方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

お尋ねについては、平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、菅内閣官房長官が、「私自身が知っている方は十人程度おります。」と答弁したとおりであるが、具体的な氏名は、先方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

外報(号)

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

山本 太郎

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書

昨今、医療需要の増大とそれに伴う医療費の増加が社会問題となつてゐる中において、病気が顕在化する以前のいわゆる未病と言われる段階からの健康増進への関心の高まりとともに、東洋医学及びその処方に用いられる漢方薬が注目を浴びてゐる。このような漢方薬需要の増加に伴い、原料となる生薬市場も右肩上がりの成長トレンドにあ

る一方で、平成二十五年十月十五日に厚生労働省医政局経済課より発表された「薬用植物の国内生産拡大に向けた厚生労働省の取組」によつて、平

成二十年当時の原料生薬の調達現況は中華人民共和国(以下「中国」という)、産八十三パーセントに対しても生産は十二パーセントと、原料生薬の国内自給率は著しく低く、輸入の大部分を中国に依存してゐる現状が明らかにされた。また、漢方薬需要の増加は原料生薬の価格高騰を招き、さらにその供給が不安定化すれば、漢方生薬製剤の品質低下にもつながることから、原料生薬の国内安定供給を図るためにも、その国内自給率の向上及びより一層厳格な品質管理は、今後我が国において官民一体となつて推し進められるべき喫緊の政策課題とも言える。

以上を踏まえて、漢方薬原料生薬の国内自給率(以下「生薬国内自給率」という)及びその品質管

理に関する政府の見解を確認すべく、以下質問する。

一 医療費の増加が政策課題として議論される場合、湿布薬やいわゆる風邪薬等とともに、漢方を見ない超高齢社会においては、漢方薬を用いた診療を健康保険適用外とすべきどころか、む

ろ積極的に健康保険適用対象として活用していくことこそが、その期待される治療効果はも

ちろんのこと、医療費の適正化さらには国民皆

保険制度を持続可能なものとしていくことに資するとともに、非常に重要な必要欠くべからざる医療政策であると考える。これらを踏まえ

て、健康保険診療における漢方薬を用いた治療の意義に関して、その健康保険適用の是非も含めて、政府の現在の認識を示されたい。

二 前記の如く平成二十年当時において原料生薬等は、その約八割を中国からの輸入に依存している状態であったが、現時点における中国から

の輸入依存度及び生薬国内自給率について、政府が把握している直近のデータを具体的な数値をもつて示されたい。

三 前記二に關して、今後、生薬国内自給率を向

上させていく必要性及びその是非について政府の見解を示されたい。加えて、政府として生薬

国内自給率の目標値等を設定しているのであれば、具体的な数値をもつて示されたい。

四 前記三に關して、生薬国内自給率向上に向けた、政府として取り組んでいる施策あるいは事業等があれば具体的に示されたい。

五 平成二十五年、国際環境団体グリーンピースは、アメリカ合衆国等七か国で行つた中国産中

公表した。そのサンプルには各種の農薬が残留しており、世界保健機関(WHO)が劇薬に指定している薬品も検出され、大部分が欧州連合(EU)の基準を上回つていたことが明らかになつたという。このように原料生薬等の過度な

国外依存は、国内にて流通する漢方生薬製剤の品質担保の観点からも望ましくなく、また原料生薬等の品質管理においては、現在、世界共通の基準が存在しないため、輸入側と輸出側との条件を擦り合わせるのが困難という課題も存在すると言わわれている。

現在、原料生薬の品質管理については日本薬局方によつて最低限の品質担保がなされているものの、その基準はあくまで最低限の品質担保にとどまるものである。我が国が今後、世界において漢方薬市場を主導的に牽引していくためには、より一層高精度な良否の鑑別基準、等級の識別基準、同等性の確認技術、さらにより一層厳格な異物、残留農薬、放射性物質、重金属、ヒ素等に関する純度試験等について、我が国が主導的立場で安全・安心な生薬であることを証明する基準を確立し、世界に向けて発信、提案していくことが重要と考えるが、政府の見解如何。

六 から四までについて

お尋ねの「輸入依存度及び生薬国内自給率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本漢方生薬製剤協会が加盟会社を対象に、我が国において医薬品の原料として使用された生薬について行つた調査の結果によると、平成二十一年度における生薬の総使用量に対する生産国別の割合は、中国が八十・七パーセント、日本が十一・七パーセントであると承知している。また、漢方薬は医療現場において一定の役割を担つており、その原料である生薬の調達先が特定の国に集中して安定供給に支障が生じないよう、生薬の調達先の多様化を図ることが重要であり、その方策の一つとして、生薬となる薬用作物の国内栽培の推進に向けた取組を行つていくことが必要と考えている。このため、例えば、平成二十七年度予算においては、厚生労働省においては創薬基盤推進研究事業により薬用作物の新たな育種、栽培及び生産に關する技術の研究に対して支援を行う等の施策を講ずるとともに、農林水産省においては薬用作物等の栽培技術の実証に対して支援を行う等の施策を

参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問に対する答弁書

の国内自給率と品質管理に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「健康保険診療における漢方薬を用いた治療の意義」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療を保険適用の対象としているところである。

二から四までについて

お尋ねの「輸入依存度及び生薬国内自給率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本漢方生薬製剤協会が加盟会社を対象に、我が国において医薬品の原料として使用された生薬について行つた調査の結果によると、平成二十一年度における生薬の総使用量に対する生産

国別の割合は、中国が八十・七パーセント、日本が十一・七パーセントであると承知している。また、漢方薬は医療現場において一定の役割を担つており、その原料である生薬の調達先が特定の国に集中して安定供給に支障が生じないよう、生薬の調達先の多様化を図ることが重要であり、その方策の一つとして、生薬となる薬用作物の国内栽培の推進に向けた取組を行つていくことが必要と考えている。このため、例

えば、平成二十七年度予算においては、厚生労働省においては創薬基盤推進研究事業により薬用作物の新たな育種、栽培及び生産に關する技術の研究に対して支援を行う等の施策を講ずるとともに、農林水産省においては薬用作物等の栽培技術の実証に対して支援を行う等の施策を

平成二十七年六月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員山本太郎君提出漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

講ずることで、薬用作物の国内栽培を推進しているところである。なお、政府としては、生葉の自給率の目標値等の設定はしていない。

五について

お尋ねの性状に関する基準や異物、残留農薬、重金属、ヒ素等の純度試験に関する基準等については、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で、日本薬局方(平成二十三年厚生労働省告示第六十五号)において生葉ごとに定めている。これらの基準については、最新の科学的な知識を踏まえたものとなるよう、五年に一度は全面改正するとともに、必要に応じて隨時改正しているところである。

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

有田 芳生

「北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一四四号)に対する、平成二十七年六月五日付けの政府答弁書(内閣参質一八九第一四四号。以下「答弁書」とする)の内容に疑義があるので、再度質問します。

一 政府は、北朝鮮の三合里墓地に埋葬された日本人的名簿を持つていますか。持つているのかどうかを明確にお示し下さい。

二 政府は「答弁書」から四までについてで民間団体から提供された方峴墓地と龍山墓地で埋葬された名簿を保管していると答弁しました。なぜ「一般に公開することを予定していない」のですか、その理由を明確にお示し下さい。

一について

政府としては、お尋ねの「三合里墓地に埋葬された日本人の名簿」は保有していない。

三 シベリア抑留者の名簿を公開したことと方峴墓地と龍山墓地との名簿を公開しないこととの間には、いかなる政治的あるいは歴史的違いがあるのですか、明確にお示し下さい。

二及び三について

御指摘の方峴に埋葬された者に関する名簿及び龍山に埋葬された者に関する名簿については、個人に関する情報であるため、現時点においては一般に公開することを予定していない。

四

政府は「答弁書」から四までについてで「事実関係を確認できない」と答弁しました。これまでに事実関係を確認するために何を行つきましたか。さらにこれから何をする予定ですか。

五

北朝鮮に残された日本人遺骨について、政府は答弁書五について「関係する行政機関が連携して適切に対応してまいりたい」と答弁しました。この「関係する行政機関」とは具体的に何をさしているのですか。また、「適切に対応とはどういう意味ですか。加えて、これまでには適切ではなかつたと理解してよろしいですか。

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書

私が平成二十七年五月二十六日付けで提出した「北朝鮮にある日本人墓地に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一四四号)に対する、平成二十七年六月五日付けの政府答弁書(内閣参質一八九第一四四号。以下「答弁書」とする)の内容に疑義があるので、再度質問します。

一 政府は、北朝鮮の三合里墓地に埋葬された日本人的名簿を持つていますか。持つているのかどうかを明確にお示し下さい。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十一日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問に対する別紙答弁書を送付する。

六

政府は、昨年十月末に平壌で行われた日朝交渉において、北朝鮮の特別調査委員会の日本人遺骨分科会の責任者から日本人墓地について口頭で報告を受けいませんか。受けていたなら、その内容をお示し下さい。

右質問する。

四及び五について

北朝鮮に残された日本人の遺骨及び墓地の問題については、これまでも、政府として必要な情報収集を行うとともに、日朝政府間協議等において本件を取り上げる等の取組を適切に行つてきているところであります。引き続き、こうした取組を続けていく考えである。

六について

御指摘の分科会については、既に知られています。日本人的埋葬地の調査及び新たな埋葬地の発見に努めているとの説明があつた。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二 本件書き込みに関する事実関係の調査は行なわれた踏まえ、本件について以下質問する。

一 日本年金機構職員が右記のような書き込みをインターネット掲示板やSNS等に行つた場合、守秘義務違反や服務規定違反に当たるのではないか、政府の見解を示されたい。

二 本件書き込みに関する事実関係の調査は行なわれた踏まえ、本件について以下質問する。

一 日本年金機構職員が右記のような書き込みをインターネット掲示板やSNS等に行つた場合、また調査結果の公表予定はいつなのか示されたい。さらに、職場の端末ではなく、個人が所有するスマートフォンやパソコン等の端末からインターネット掲示板やSNS等に書き込

<p>みを行つた場合どのように把握するのか示されたい。</p> <p>三 政府全体の職員によるインターネットへの書き込み防止などを担当する部署は設置法上どこになるのか示されたい。</p> <p>四 政府全体の職員に対してインターネット掲示板に対する書き込みなど機密情報の流出がないよう情報管理に関するガイドラインを作成し、職員に対し研修・啓蒙を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。</p> <p>右質問する。</p> <p>平成二十七年六月十九日</p> <p>内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>参議院議員 藤末健三君提出「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p>

<p>調査方法及び調査結果の取扱いは、検討中である。</p> <p>三 及び四について</p> <p>お尋ねの「政府全体の職員によるインターネットへの書き込み防止などを担当する部署」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「日本年金機構職員が右記のような書き込みをインターネット掲示板やSNS等」に行なうことは、その内容について、日本年金機構法(平成十九年法律第二百九号)第二十三条第一項に規定する服務の本旨若しくは同法第二十五条に規定する秘密保持義務又は日本年金機構が定める日本年金機構職員就業規則に違反する。</p> <p>二について</p> <p>お尋ねの「本件書き込みに関する事実関係の調査」については、実施する方向であり、その</p>
--

<p>安重根をたたえる記念館等に関する質問主意書</p> <p>右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。</p> <p>平成二十七年六月十一日 和田 政宗</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>安重根をたたえる記念館等に関する質問主意書</p> <p>安重根は我が国初代内閣総理大臣や韓國統監を務めた伊藤博文を暗殺した人物であり、死刑判決を受けた人物である。当該人物をめぐっては、中国黒龍江省ハルビン市において、その記念碑を祀った記念館が開設されたことに加え、国内においても、宮城県栗原市に当該人物及びその行為を「義士」、「義挙」とたたえる記念碑があり、同市内には宮城県によって当該記念碑の案内板が設置されている。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>一 安重根及びその行為を「義士」、「義挙」とする評価について、政府は認識を共有するのか。</p> <p>二 中國黒龍江省ハルビン市の安重根記念館の建設をめぐつては、政府は、平成二十六年二月四日に閣議決定した衆議院議員鈴木貴子君提出中國黒龍江省に安重根記念館が建設されたことに関する質問に対する答弁書(内閣衆質一八六第二号)四についてにおいて「大韓民国政府及び中華人民共和国政府に対し、本件をめぐる我が国の懸念を累次にわたり伝達してきた」としてい</p>
--

<p>したが、今後、中国黒龍江省ハルビン市の記念館のように、諸外国において、日本政府が犯罪者であると認識する人物を美化し、その行動をたたえるような記念館や記念碑が建設された場合、政府としてどのような対応を取るのか政局の方針を示されたい。</p> <p>右質問する。</p> <p>平成二十七年六月二十二日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>参議院議員和田政宗君提出安重根をたたえる記念館等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>平成二十七年六月二十二日 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿</p> <p>参議院議員和田政宗君提出安重根をたたえる記念館等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p> <p>三について</p> <p>お尋ねのようないし例について、個別具体的に対応を検討することになることから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、必要に応じて、情報収集や相手国政府とのやり取りを行うことになると考えられる。</p> <p>二について</p> <p>お尋ねの「本件書き込みに関する事実関係の調査」については、実施する方向であり、その</p>
--

基金に対する予算措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十五日

参議院議長 山崎 正昭殿 小林 正夫

基金に対する予算措置に関する質問主意書
国会における予算審議に際して、基金に対する予算措置の妥当性について議論されることが多い。第百八十九回国会の平成二十七年一月二十九日の衆議院予算委員会において、後藤祐一衆議院議員の質問に対して麻生財務大臣は、基金への予算措置として平成二十五年度補正予算では約一兆二千億円を計上し、二十六年度補正予算では約五千億円を計上した旨を答弁している。

平成二十五年度以降、それぞれの当初予算又は補正予算において、各種基金の新規造成又は既存基金への積み増しが多く行われている。しかし、予算書における目の区分では基金に対する予算措置は、交付金、補助金等と記載されることが多く、それぞれの基金に対する予算措置額等が分かりにくい。基金については予算の単年度主義の観点からも問題が指摘されているところであり、財政規律を維持する観点から、その実態を明らかにし、透明性を確保することが必要であると考える。

そこで、以下、質問する。

一 平成二十五年度当初予算、平成二十五年度補正予算、平成二十六年度当初予算、平成二十六年度補正予算及び平成二十七年度予算の各予算において、予算措置された基金の名称、基金造成の理由及び予算措置額について示されたい。

なお、答弁に当たつては、新規の造成、既存基金への積み増しの区分を明らかにした上で、平成二十一年五月一日付けの「衆議院議員細野豪志君提出平成二十一年度第一次補正予算及びこれに連する経済財政問題に関する質問に対する答弁書」(内閣衆賛一七二第三三四号)十六についての様式を参照されたい。

二 基金の執行は、複数年度にわたる予算の取崩しや運用等を想定している。そのため、補正予算を編成するための要件である緊要性にはならないと考える。補正予算において、基金に対して多額の予算を計上している理由について、

政府の見解を明らかにされたい。併せて、平成二十六年度補正予算における基金に対する予算措置が、平成二十五年度補正予算と比較して、大幅に減少した理由を示されたい。

三 財政法には基金に関する規定が存在しない。

基金の数及び規模が大きく、重要な施策を実施している現状に鑑みれば、財政法第二十八条第十号による予算参考書類における基金に関する資料の提出、基金に関する財政法上の規定の整備、あるいは、基金を統制するための新規立法の制定等が必要であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿 参議院議員小林正夫君提出基金に対する予算措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小林正夫君提出基金に対する予算措置に関する質問に対する答弁書

平成二十五年度当初予算、平成二十五年度補正予算、平成二十六年度当初予算、平成二十六年度補正予算及び平成二十七年度予算の各予算においては、基金に対する予算措置(地方公共団体、公益法人等(以下「地方公共団体等」という))が基金事業の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等に係る予算措置をいう。以下同じ。)を行つて

いる。

平成二十五年度一般会計当初予算においては、地方公共団体等が新規に設置する基金に対する予算措置(以下「新規予算措置」という。)を以下とのおり行つてある。農地集積協力金交付事業資金は担い手への農地の利用集積の推進を目的として支出されるものであり予算額は六十五・〇億円である。また、地方公共団体等が既に設置している基金に対する予算措置(以下「追加的予算措置」という。)を以下のとおり行つてある。地方消費者行政活性化基金は国が提案する地方消費者行政の先駆的テーマに係る地方公共団体との連携による実施を目的として支出されるものであり予算額は五・〇億円、学術研究助成基金は研究費の複数年度にわたる使用を可能とすることによる研究費の効果的かつ効率的な執行を目的として支出されるものであり予算額は約千二十三・〇億円、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は特定B型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金等の支給を目的として支出されるものであり予算額は五百七二・〇億円、後期高齢者医療財政安定化基金は後期高齢者医療の財政の安定化を目的として支

出されるものであり予算額は約百九十六・七億円、野菜生産出荷安定資金は指定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十四・五億円、野菜農業振興資金は特定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約四・六億円、甘味資源作物・国内産糖調整交付金は砂糖の内外価格差を調整するための交付金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約七十一・九億円、備蓄基金は不測の事態に備え配合飼料の安定供給の確保を目的として支出されるものであり予算額は約一・四億円、農の雇用促進対策資金は農業法人等における新規就農者に対する実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十七・九億円、青年就農給付金事業資金は新規就農者の就農前の研修期間及び就農直後の経営が不安定な時期における所得の確保を目的として支出されるものであり予算額は約百七十四・九億円、耕作放棄地再生利用基金は貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する用排水施設等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約五十億円、「緑の雇用」現場技能者育成対策資金は林業への新規就業者等に対する研修等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五一・八億円、林業・木材産業改善資金は林業者等が経営改善等のために行う先駆的な取組等に対する資金の融通を目的として支出されるものであり予算額は約〇・三億円、有害生物漁業害防止総合対策基金はトド等の広域に出現する有害生物による漁業被害防止対策の総合的な実施の支援を目的として支出されるものであり予

算額は約三・一億円、水産業体質強化総合対策事業基金(再編整備等推進支援事業勘定)は資源管理計画に基づき漁業者が自主的に行う減船等への支援を目的として支出されるものであり予算額は約一・〇億円、漁業経営セーフティネット構築事業基金は燃油又は配合飼料価格がそれ一定基準を超えて上昇した場合の補填金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十三・九億円、漁業経営安定対策基金は計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収補填等を目的として支出されるものであり予算額は約二百三十九・七億円、新規就業者対策基金は漁業への新規就業者に対する漁業現場での実地研修等への支援を目的として支出されるものであり予算額は約八・三億円、沿岸漁業改善資金は沿岸漁業従事者等の経営改善等のための資金の融通を目的として支出されるものであり予算額は約〇・一億円、国産水産物需給変動調整事業資金は水揚げの集中による価格の低落時に水産物の買取り及び保管等を支援するための費用の助成を目的として支出されるものであり予算額は約一・九億円、制度改革促進基金は信用保証協会による中小企業者への経営支援等を促進する観点から信用保証協会の財務基盤強化を目的として支出されるものであり予算額は四十二・〇億円、経営安定関連保証等特別基金は経営の安定に支障が生じている等の状況にある中小企業者の資金調達の円滑化の観点から信用保証協会が民間金融機関の融資に対し保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部の補填を目的として支出されるものであり予算額は三十九・〇億円、ボリ塩化ビフエニル廃棄物処理基金は中小企業者等のボリ塩化ビフエニル廃棄物処理に係る費用負担の軽減を目的と

して支出されるものであり予算額は十五・〇億円、産業廃棄物適正処理推進基金は地方公共団体が実施する不法投棄等の支障除去等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は一・七億円である。

平成二十五年度特別会計当初予算においては、新規予算措置を以下のとおり行つてある。分散型電源導入促進事業基金は省エネルギーや電力需給の安定化等を図るため分散型電源の設置等の支援を目的として支出されるものであり予算額は二百四十九・七億円、地域低炭素化出資事業基金は民間資金の呼び水として一定の採算性及び収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトへの出資を目的として支出されるものであ

り予算額は十四・〇億円、環境配慮型融資利子補給基金は金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に対する融資への利子補給を目的として支出されるものであり予算額は四・〇億円、グリーンファイナンス促進利子補給基金は金融機関が行う環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトに対する融資への利子補給を目的として支出されるものであり予算額は三・〇億円、低炭素価値向上基金は公共性が高い社会システムの整備に当たりエネルギー起源二酸化炭素排出抑制に係る技術等の導入を目的として支出されるものであり予算額は七十六・〇億円、生活費交付基金は長期にわたる避難生活を安定的に過ごせるよう災害公営住宅の整備等に

かかる費用を目的として支出されるものであり予算額は五百三・〇億円の内数、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金は東日本大震災の被災地における企業立地による雇用創出を目的として支出されるものであり予算額は約二百十四・九億円、リース手法を活用

して支出されるものであり予算額は十百・〇億円、造船業等復興支援基金は東日本大震災からの復興が困難な造船関連事業者が集約等により経営基盤の強化を図る取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約百六十・二億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行つてある。再生可能エネルギー等導入推進基金は大規模災害に備え地方公共団体及び民間事業者における防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入支援を目的として支出されるものであり予算額は二百四十五・〇億円、福島県民健康管理基金(原子力災害影響調査等交付金)は福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化を目的として支出されるものであり予算額は二百・三億円、革新的新技術研究開発基金は実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな研究開発を主対象とするアジア文化交流強化事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約二百・三億円、革新的新技術研究開発基金は実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな研究開発を主対象とするアジア文化交流強化事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五百五十・〇億円、攻めの農業実践緊急対策基金は低コスト・高収益な産地体制への転換に取り組む産地への支援を目的として支出されるものであり予算額は約三百五十・〇億円、農地情報公開システム整備事業基金は農地情報の一元的な電子マップシステムの整備を目的として支出されるものであり予算額は約六十八・九億円、農業構造改革支援基金は農地中間管理機構による扱い手への農地集積・集約化を目的として支出されるものであり予算額は約三百三十億円、沖縄漁業基金(沖縄漁業基金勘定)は外國漁船操業による沖縄県における漁業者の影響の緩和を目的として支出されるものであり予算額は百・〇億円、韓国・中国等外國漁船操業対策基金は韓国や中国等の漁船の操業による影響の緩和を目的として支出されるものであり予算額は約五十五・二億円、廃炉・汚染水対策基金は東京電力株式会社福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水対策に資する技術の開発の支援を目的として支出されるものであり予算額は約一百十四・九億円、リース手法を活用

して支出されるものであり予算額は約一千八百二十九・五億円である。

平成二十五年度一般会計補正予算(第一号)においては、新規予算措置を以下のとおり行つてある。アジア文化交流強化基金はアセアン諸国を主対象とするアジア文化交流強化事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約八百二十億円である。

た先端設備等導入促進補償制度推進基金は先端設備のリースを拡大するためリース会社が残価を回収することができないリスクの一部の補償を目的として支出されるものであり予算額は約五十・〇億円、住宅市場安定化対策給付基金は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成二十五年十月一日閣議決定)に基づく一般の住宅取得に係る給付を目的として支出されるものであり予算額は千六百・〇億円、ボリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進基金は廃蛍光灯安定器処理施設における処理に対する地域の安全安心の確保等を目的として支出されるものであり予算額は十二・〇億円、合衆国軍隊事故被害者救済融資基金はアメリカ合衆国軍隊の構成員等の公務外の不法行為による被害者の早期救済を目的として支出されるものであり予算額は約二・〇億円である。また、追加的予算措置を以下のことおり行っている。地域自殺対策緊急強化基金は地域における自殺対策強化事業の実施等を目的として支出されるものであり予算額は十六・三億円、地方消費者行政活性化基金は地方公共団体における食品表示等問題への迅速・適切な対応等の支援を目的として支出されるものであり予算額は十五・〇億円、高校生修学支援基金(高等学校授業料減免振興費)は認定こども園の設置の促進等を目的として支出されるものであり予算額は約百九十八・一億円、安心こども基金(初等中等教育等事業等支援臨時特例交付金)は経済状況の悪化を受け修学困難となつた私立高校生等に対する地方公共団体による授業料減免等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約三十億円、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は特定B型肝炎ウイルス感染者等

に対する給付金等の支給を目的として支出されるものであり予算額は約四百九十八・四億円、緊急雇用創出事業臨時特例基金は地域における雇用の拡大等に向けた取組の推進及びセーフティネット機能の強化を目的として支出されるものであり予算額は千五百四十・〇億円、緊急人材育成・就職支援基金は社会人経験の乏しい若者や育児等によるキャリアプランのある女性等の就労支援を目的として支出されるものであり予算額は約二百三十三・五億円、安心こども基金(子ども・子育て支援対策費)は平成二十一年度に発表した待機児童解消加速化プランに基づき保育所等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約百六十八・六億円、てん菜振興基金はてん菜生産の省力化等を進めるために必要となる農業機械の導入への助成を目的として支出されるものであり予算額は約二・八億円、さとうきび増産基金はさとうきびの生産回復・増産に向けた取組等への助成を目的として支出されるものであり予算額は約二十六・三億円、異常伸び積立基金は配合飼料價格が大幅に値上がりした場合の生産者への補填金の交付を目的として支出されるものであり予算額は百・〇億円、農の雇用促進対策資金は農業法人等における新規就農者に対する実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約二十一・九億円、青年就農給付金事業資金は新規就農者の就農前の研修期間及び就農直後の経営が不安定な時期における所得の確保を目的として支出されるものであり予算額は約七十六・八億円、耕作放棄地再生利用基金は貸借開発等支援事業基金はものづくりにおける試作開発や新サービス開発に関する設備投資等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約一千四百・〇億円、商店街まちづくり基金は商店街振興組合等が地域住民の安心かつ安全な生

森林整備地域活動支援基金は森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約五・〇億円、「緑の雇用」現場技能者育成対策資金は林業への新規就業者等に対する研修等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約二・八億円、木材利用ポイント基金は地域材の利用に対して発行されるポイントの付与事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約二百五十・〇億円、森林整備加速化・林業再生基金は林内路網整備・木材加工利用施設の整備等を地域で一括して支払われるものであり予算額は百五十・〇億円、中小企業再生支援協議会機能強化補助金又は配合飼料價格がそれぞれ一定基準を超えて上昇した場合の補填金の交付等を目的として支出されるものであり予算額は約二百三・〇億円、水産業体质強化総合対策事業基金(漁業構造改革総合対策事業助成勘定)は漁業者による収益性向上のための実証事業への取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約二十五・二億円、新規就業者対策基金は漁業への新規就業者に対する漁業現場での実地研修等への支援を目的として支出されるものであり予算額は約二十五・二億円、特定鉱害復旧事業等基金は南海トラフ巨大地震によつて崩落のおそれがある旧亜炭鉱採掘地域における防災工事等を目的として支出されるものであり予算額は約四十一・〇億円、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業基金はものづくりにおける試作開発や新サービス開発に関する設備投資等の支援を目的として支出されるものであり予算額は約二・六億円、特定鉱害復旧事業等基金は中南海トラフ巨大地震によつて崩落のおそれがある旧亜炭鉱採掘地域における防災工事等を目的として支出されるものであり予算額は約四十一・七億円

活環境を守るための施設又は設備の整備等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約百七十二・〇億円、地域力活用市場獲得等支援事業基金は商工会及び商工会議所等を活用しながら中小企業者に対する国内外の販路開拓等の総合的な支援を目的として支出されるものであり予算額は約百二十一・〇億円、地域商店街活性化基金は商店街における需要喚起を図るための商店街振興組合等の消費喚起に向けた取組の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十三・〇億円、地域需要創造型等起業・創業促進事業基金は新たな需要を創造するビジネスの創業に対する費用の一部の助成を目的として支出されるものであり予算額は約四十八・〇億円、中小企業再生支援協議会機能強化補助金により造成された基金は中小企業再生支援協議会及び中小企業再生支援全国本部の人員の拡充等を目的として支出されるものであり予算額は約三・五億円、経営安定関連保証等特別基金は経営の安定に支障が生じている等の状況にある中小企業者の資金調達の円滑化の観点から信用保証協会が民間金融機関の融資に対し保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部の補填を目的として支出されるものであり予算額は二・〇億円、消費税転嫁対策基金は中小企業者の消費税の円滑な転嫁を目的として支出されるものであり予算額は約二十一・七億円である。

平成二十五年度特別会計補正予算(特第一号)においては、新規予算措置を以下のとおり行つてある。被災者住宅再建支援対策給付基金は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成二十五年十月一日閣議決定)に基づく被災者の住宅再建に係る給付を

目的として支出されるものであり予算額は二百五十・〇億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。福島県民健康管理基金(原子力災害影響調査等交付金)は個人線量の把握等による放射線健康不安の解消を目的として支出されるものであり予算額は約三・五億円、東日本大震災復興交付基金は東日本大震災により著しい被害を受けた地域において市街地の再生等の復興地域づくりの支援を目的として支出されるものであり予算額は約六百十・七億円の内数、生活拠点形成交付金基金は長期にわたる避難生活を安定的に過ごせるよう災害公営住宅の整備等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は五百十二・〇億円の内数、緊急雇用創出事業臨時特例基金は被災地での雇用創出の中核として期待される事業所に対し産業政策と一体となつた雇用面の支援を目的として支出されるものであり予算額は四百四十八・〇億円、福島県原子力被害応急対策基金は福島県産農林水産物等に対する正しい理解の促進及びブランド力の回復への取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約十六・〇億円、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金は東日本大震災の被災地における企業立地による雇用創出を目的として支出されるものであり予算額は三百三十・〇億円、福島県民健康管理基金(放射線量低減対策特別緊急事業費補助金)は福島県内市町村等が実施する除染等についての財政支援を目的として支出されるものであり予算額は八百・〇億円である。

平成二十六年度一般会計当初予算においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。地域医療介護総合確保基金は地域における医療

及び介護の総合的な確保を目的として支出されるものであり予算額は約六百一・四億円、いぐさ・畠表農家経営所得安定化対策基金は国産畠表の価格が低落した場合における補填を目的として支出されるものであり予算額は約二・六億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。地方消費者行政活性化基金は地方における消費者の安全・安心確保のための取組の推進を目的として支出されるものであり予算額は三十・〇億円、安心こども基金(初等中等教育等振興費)は認定こども園の設置の促進等を目的として支出されるものであり予算額は約百八十三・二億円、学術研究助成基金は研究費の複数年度にわたる使用を可能とすることによる研究費の効果的かつ効率的な執行を目的として支出されるものであり予算額は約九百八十億円、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は特定B型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金等の支給を目的として支出されるものであり予算額は五百七十二・〇億円、後期高齢者医療制度円滑導入基金は後期高齢者医療の財政の安定化を目的として支出されるものであり予算額は約九十四・八億円、健保高齢者医疗保险制度円滑導入基金は七十歳から七十四歳までの患者負担軽減を目的として支出されるものであり予算額は約二百三十五・一億円、国保高齢者医療制度円滑導入基金は七十歳から七十四歳までの患者負担軽減を目的として支出されるものであり予算額は約八百八十・七億円、安心こども基金(子育て支援対策費)は平成二十五年度に発表した「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育所等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約千三百・八億円、野菜生産出荷安定資金は指定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十九・六億円、甘味資源作物・国内産糖調整交付金は砂糖の内外価格差を調整するための交付金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約八十九億円、備蓄基金は不測の事態に備え配合飼料の安定供給の確保を目的として支出されるものであり予算額は約一・四億円、農業構造改革支援基金は農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を目的として支出されるものであり予算額は約百九十八・二億円、農の雇用促進対策資金は農業法人等における新規就農者に対する実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約百九十六十五・五億円、青年就農給付金事業資金は新規就農者の就農前の研修期間及び就農直後の経営が不安定な時期における所得の確保を目的として支出されるものであり予算額は約百四十七・二億円、耕作放棄地再生利用基金は貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する用排水施設等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約二・三億円、森林整備地域活動支援基金は森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援を目的として支出されるものであり予算額は一・五億円、「緑の雇用」現場技能者育成対策資金は林業への新規就業者等に対する研修等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十八・五億円、林業・木材産業改善資金は林業等が経営改善等のために行う先駆的な取組等に対する支援等のために行う先駆的な取組等に対する支

出るものであり予算額は約八百八十・七億円、安心こども基金(子育て支援対策費)は平成二十五年度に発表した「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育所等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約千三百・八億円、野菜生産出荷安定資金は指定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十九・六億円、甘味資源作物・国内産糖調整交付金は砂糖の内外価格差を調整するための交付金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約八十九億円、備蓄基金は不測の事態に備え配合飼料の安定供給の確保を目的として支出されるものであり予算額は約一・四億円、農業構造改革支援基金は農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を目的として支出されるものであり予算額は約百九十八・二億円、農の雇用促進対策資金は農業法人等における新規就農者に対する実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約百九十六十五・五億円、青年就農給付金事業資金は新規就農者の就農前の研修期間及び就農直後の経営が不安定な時期における所得の確保を目的として支出されるものであり予算額は約百四十七・二億円、耕作放棄地再生利用基金は貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する用排水施設等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約二・三億円、森林整備地域活動支援基金は森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援を目的として支出されるものであり予算額は一・五億円、「緑の雇用」現場技能者育成対策資金は林業への新規就業者等に対する研修等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十八・五億円、林業・木材産業改善資金は林業等が経営改善等のために行う先駆的な取組等に対する支

出されるものであり予算額は約八百八十・七億円、安心こども基金(子育て支援対策費)は平成二十五年度に発表した「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育所等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約千三百・八億円、野菜生産出荷安定資金は指定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十九・六億円、甘味資源作物・国内産糖調整交付金は砂糖の内外価格差を調整するための交付金の交付を目的として支出されるものであり予算額は約八十九億円、備蓄基金は不測の事態に備え配合飼料の安定供給の確保を目的として支出されるものであり予算額は約一・四億円、農業構造改革支援基金は農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を目的として支出されるものであり予算額は約百九十八・二億円、農の雇用促進対策資金は農業法人等における新規就農者に対する実践研修の実施を目的として支出されるものであり予算額は約百九十六十五・五億円、青年就農給付金事業資金は新規就農者の就農前の研修期間及び就農直後の経営が不安定な時期における所得の確保を目的として支出されるものであり予算額は約百四十七・二億円、耕作放棄地再生利用基金は貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する用排水施設等の整備等を目的として支出されるものであり予算額は約二・三億円、森林整備地域活動支援基金は森林境界の明確化等を行う森林所有者等の支援を目的として支出されるものであり予算額は一・五億円、「緑の雇用」現場技能者育成対策資金は林業への新規就業者等に対する研修等の実施を目的として支出されるものであり予算額は約五十八・五億円、林業・木材産業改善資金は林業等が経営改善等のために行う先駆的な取組等に対する支

を目的として支出されるものであり予算額は四十九・〇億円、ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金は中小企業者等のボリ塩化ビフェニル廃棄物処理に係る費用負担の軽減を目的として支出されるものであり予算額は七・〇億円、産業廃棄物適正処理推進基金は地方公共団体が実施する不法投棄等の支障除去等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は約一・七億円である。

平成二十六年度特別会計当初予算においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。

リープロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金は先進的低炭素技術の普及支援を通じて都市や地域の低炭素化とJCMクレジットの獲得を目的として支出されるものであり予算額は四十二・〇億円、放射性物質汚染廃棄物処理周辺環境整備基金は指定廃棄物の長期管理施設の整備に向けその環境整備を目的として支出されるものであり予算額は五十・〇億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。再生可能エネルギー等導入推進基金は大規模災害に備え地方公共団体及び民間事業者における防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入支援を目的として支出されるものであり予算額は二百二十・〇億円、地域低炭素化出資事業基金は民間資金の呼び水として一定の採算性及び収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトへの出資を目的として支出されるものであり予算額は四十六・〇億円、環境配慮型融資促進利子補給基金は金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に対する融資への利子補給を目的として支出されるものであり予算額は約五・三億円、環境リスク調査融資促進利子補給基金は金融機関が行う環境リス

ク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトに対する融資への利子補給を目的として支出されるものであり予算額は約六・七億円、低炭素価値向上基金は公共性が高い社会システムの整備に当たりエネルギー起源二酸化炭素排出抑制に係る技術等の導入を目的として支出されるものであり予算額は九十四・〇億円、福島県民健康管理基金(原子力災害影響調査等交付金)は県民健康調査を支援するための人材育成事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約三・八億円、交通遺児育成基金は交通遺児に対して育成給付金を給付する事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約〇・六億円、東日本大震災復興交付金基金は東日本大震災により著しい被害を受けた地域において市街地の再生等の復興地域づくりの支援を目的として支出されるものであり予算額は約三千六百三十七・九億円の内数、生活拠点形成交付金基金は長期にわたる避難生活を安定的に過ごせるよう災害公営住宅の整備等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は約千八十七・六億円の内数、地方消費者行政活性化基金は被災四県の食の安全性等に関する消費生活対応及び放射性物質測定等を目的として支出されるものであり予算額は約七・〇億円、高校生修学支援基金(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)は東日本大震災により被災し経済的に就学が困難な児童、児童及び生徒の就学機会の確保を目的として支出されるものであり予算額は約三十三・〇億円、介護基盤整備等臨時特例交付金は東日本大震災により被災し仮設住宅に居住する高齢者等に対し介護等を行うサポート拠点の運営等を目的として支出されるものであり予算額は約二十五・五億円、

賃貸事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は約三・八億円、交通遺児育成基金は交通遺児に対して育成給付金を給付する事業の実施を目的として支出されるものであり予算額は三百・〇億円、福島県民健康管理基金(放射線量低減対策特別緊急事業費補助金及び原子力災害影響調査等交付金)は福島県内市町村等が実施する除染等についての財政支援を目的として支出されるものであり予算額は約千二百十八・九億円である。

平成二十六年度一般会計補正予算(第一号)においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。廃炉・汚染水対策基金は東京電力株式会社福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水対策に資する技術の開発の支援を目的として支出されるものであり予算額は約百九十八・五億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は特定B型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金等の支給を目的として支出されるものであり予算額は約五百三十九・一億円、農業構造改革支援基金は農地中間管理機構による扱い手への農地集積・集約化を目的として支出されるものであり予算額は約二百・三億円、森林整備加速化・林業再生基金は木質バイオマス発電施設の整備を行うための支援を目的として支出されるものであり予算額は二十・〇億円、漁業經營安定対策基金は計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収補填等を目的として支出されるものであり予算額は約四十九・〇億円、水産業体质強化総合対策事業基金(漁業構造改革総合対策事業助成勘定)は漁業者による収益性向上のための実証事業への取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約十六・〇億円、韓国・中国等外国漁船操業対策基金は韓国や中国等の漁船の操業による影響の緩和を目的として支出されるものであり予算額は二十六・〇億円、沖縄漁業基金(沖縄漁業安定基金勘定)は外国船舶や台風等厳しい自然環境による沖縄県における漁業者への影響の緩和を目的として支出されるものであり予算額は十・〇億円、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業基金はものづくりにおける試作開発や新サービス開発に関する設備投資等の支援を目的として支出されるものであり予算額は千二十・四億円、経営安定関連保証等特別基金は経営の安定に支障が生じている等の状況にあらゆる中小企業者の資金調達の円滑化の観点から信用保証協会が民間金融機関の融資に対し保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部の補填を目的として支出されるものであり予算額は八十六・〇億円である。

平成二十六年度特別会計補正予算(特第一号)においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。避難解除区域等支援基金は福島県の原子力災害の被災地における再生可能エネルギーの受入可能な拡大を目的として支出されるものであり予算額は約九十一・九億円、福島原子力災害復興交付金基金は原子力災害からの福島県の復興及び地域の自立を効果的に進めるための事業の支援を目的として支出されるものであ

り予算額は千・〇億円、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金は中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための生活再建や地域振興を目的として支出されるものであり予算額は千五百・〇億円である。

平成二十七年度一般会計予算においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。国民健康保険財政安定化基金は国民健康保険の財政の安定化を目的として支出されるものであり予算額は二百・〇億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。国民健康保険財政安定化基金は国民健康保険の財政の安定化を目的として支出されるものであり予算額は二百・〇億円である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。学術研究助成基金は研究費の複数年度にわたる使用を可能とすることによる研究費の効果的かつ効率的な執行を目的として支出されるものであり予算額は約九百四十一・六億円、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は特定B型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金等の支給を目的として支えられるものであり予算額は五百七十二・〇億円、地域医療介護総合確保基金は地域における医療及び介護の総合的な確保を目的として支出されるものであり予算額は約千八十五・二億円、後期高齢者医療財政安定化基金は後期高齢者医療の財政の安定化を目的として支出されるものであり予算額は約五十七・二億円、野菜生産出荷安定資金は指定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約三十三・二億円、野菜農業振興資金は特定野菜の価格が著しく低落した場合の生産者への補給交付金等の交付を目的として支出されるものであり予算額は約九十一・〇億円、漁業経営セーフ

ティーネット構築等事業基金は燃油又は配合飼料価格がそれぞれ一定基準を超えて上昇した場合の補填金の交付を目的として支出されるものであり予算額は三十八・〇億円、漁業経営安定化基金は計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収補填等を目的として支出されるものであり予算額は約二百三十一・四億円、水産業体质強化総合対策事業基金漁業構造改革総合対策事業助成勘定は漁業者による収益性向上のための実証事業への取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約二一・三億円、沿岸漁業改善資金は沿岸漁業従事者等の経営改善等のための資金の融通を目的として支出されるものであり予算額は約〇・一億円、制度改革促進基金は信用保証協会による中小企業者への経営支援等を促進する観点から信用保証協会の財務基盤強化を目的として支出されるものであり予算額は二十一・〇億円、経営安定関連保証等特別基金は経営の安定に支障が生じている等の状況にある中小企業者の資金調達の円滑化の観点から信用保証協会が民間金融機関の融資に対し保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部の補填を目的として支出されるものであり予算額は七十・〇億円、ボリ塩化ビフエニル廃棄物処理基金は中小企業者等のボリ塩化ビフエニル廃棄物処理に係る費用負担の軽減を目的として支出されるものであり予算額は七・〇億円、産業廃棄物適正処理推進基金は地方公共団体が実施する不法投棄等の支障除去等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は一・七億円である。

平成二十七年度特別会計予算においては、新規予算措置を以下のとおり行っている。帰還境整備交付金基金は避難住民の早期帰還を促進し地域の再生を加速化させるための事業に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は十五・七億円の内数である。また、追加的予算措置を以下のとおり行っている。地域低炭素化対策基金は計画的に資源管理に取り組む漁業者の減収補填等を目的として支出されるものであり予算額は約二百三十一・四億円、水産業体质強化総合対策事業基金漁業構造改革総合対策事業助成勘定は漁業者による収益性向上のための実証事業への取組の支援を目的として支出されるものであり予算額は約二一・三億円、沿岸漁業改善資金は沿岸漁業従事者等の経営改善等のための資金の融通を目的として支出されるものであり予算額は約〇・一億円、制度改革促進基金は信用保証協会による中小企業者への経営支援等を促進する観点から信用保証協会の財務基盤強化を目的として支出されるものであり予算額は二十一・〇億円、経営安定関連保証等特別基金は経営の安定に支障が生じている等の状況にある中小企業者の資金調達の円滑化の観点から信用保証協会が民間金融機関の融資に対し保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部の補填を目的として支出されるものであり予算額は七十・〇億円、ボリ塩化ビフエニル廃棄物処理基金は中小企業者等のボリ塩化ビフエニル廃棄物処理に係る費用負担の軽減を目的として支出されるものであり予算額は七・〇億円、産業廃棄物適正処理推進基金は地方公共団体が実施する不法投棄等の支障除去等に対する支援を目的として支出されるものであり予算額は一・七億円である。

平成二十六年度補正予算については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一四について」(平成二十六年六月二十四日閣議決定)において、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制する」とされたことを受け、同年度補正予算の作成に当たり、個々の事業につきて基金方式によらず実施できないか等の検討を行い、基金方式による実施が真に必要な事業に絞り込み、基金に対する予算措置を平成二十五年度補正予算に比して大幅に削減している。

三について

基金の執行管理については、「行政事業レビューの実施等について」(平成二十五年四月五日閣議決定)に基づき、平成二十五年度から各府省庁において個々の基金の執行状況等を分かりやすく記載した「基金シート」等を作成・公表し、その透明化に努めているが、さらに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の改正(平成二十六年十月二十二日施行)を行い、余剰資金の国庫返納を義務付けるなど基金についての法令上の枠組みは整えられていると考えている。また、行政改革推進会議においては、平成二十六年十一月二十八日に「秋のレビュー」の指摘への対応と基金の再点検について及び更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みについてを取りまとめ、基金の点検や情報公開の更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みの行行政事業レビューの実施に向けた改善策等についての法令上の枠組みは整えられていると考えている。また、行政改革推進会議においては、平成二十六年十一月二十八日に「秋のレビュー」の指摘への対応と基金の再点検について及び更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みについて取りまとめ、基金の点検や情報公開の更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みの行行政事業レビューの実施に向けた改善策等についての法令上の枠組みは整えられていると考えている。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の改正(平成二十六年十月二十二日施行)を行い、余剰資金の国庫返納を義務付けるなど基金についての法令上の枠組みは整えられていると考えている。また、行政改革推進会議においては、平成二十六年十一月二十八日に「秋のレビュー」の指摘への対応と基金の再点検について及び更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みについて取りまとめ、基金の点検や情報公開の更なる充実・強化を図っている。政府としては、こうした基金の執行管理のための枠組みの行行政事業レビューの実施に向けた改善策等についての法令上の枠組みは整えられていると考えている。

しかししながら、今般、国会に提出された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」においては、自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第三条第一項の「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が國を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」との規定から「直接侵略及び間接侵略に対する」を削除するとしている。この点に関連して以下質問する。

一 「直接侵略」及び「間接侵略」の定義如何。

二 「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除する理由如何。過去の国会審議を踏まえた上で、法改正が必要であると判断するに至った経緯も含めて明らかにされたい。

三 「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除することにより「専守防衛」を緩和することにならないか。もしならないとしても我が国周辺諸国などに不要な誤解を与えることにならないか。

自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問主意書

参議院外交防衛委員会において、「従来、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」も我が国が武力攻撃を受けたときを指すものと考へてきたところである」とあります。他方、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理は維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険がある場合にも、自衛の措置として武力行使が容認されるとしたものであります。これに伴いまして、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むと解しております」と答弁している。これは昨年七月の閣議決定を受けて、専守防衛の説明に用いてきた「相手から武力攻撃を受けたとき」の考え方を従来と変えたということでしょうか。変更があったのかなかつたのかを明確に示されたい。

が得られていないのではないか、加えて、今まで専守防衛を旨として任務を遂行してきた多くの自衛官にとつても認められないのではないか。

右質問する。

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出自衛隊法第三条

三条第一項の「直接侵略」とは、外部からの組織的、計画的な武力の行使により我が国に対して直接侵害がなされることをいい、同項の「間接侵略」とは、一又は二以上の外国の教唆又は干渉によって引き起こされた大規模な内乱又は騒擾であつて、外国からの干渉が不正規軍の侵入のような形態をとり、我が国に対する外部からの武力攻撃に該当するものをいうと解してきていく。

現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という)においては、自衛隊法第三条第一項の「直接侵略及び間接侵略に対し」を削ることによ

り、自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月十五日

藤末 健三

四 中谷防衛大臣は、平成二十七年五月二十二日の

参議院議長 山崎 正昭殿

三 不在者投票施設の指定に関する、都道府県及び市町村並びに病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設に対する補助金等があれば示されたい。

四 病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設に向けて、不在者投票施設の申請を促す施策を行つてはいるか、示されたい。

五 全国の全ての病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。

六 全国のベッド数五十床・収容定員五十人以上の病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。

七 全国のベッド数五十床・収容定員五十人未満の病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設について、今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、指定割合を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。

八 不在者投票施設の指定が進まない背景に、説明会への出席率が低いためとの指摘がある。全国の指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設及び指定保護施設について、今年の統一地方選挙での説明会への出席状況を、

それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、出席率に対する政府の見解を示されたい。さらに、説明会への出席率を向上させる施策を行つてはいるのであれば併せて示されたい。

九 全国の指定病院、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設及び指定保護施設について、昨年の衆議院議員総選挙での投票率を、それぞれの施設種別に、全国、各都道府県及び各政令指定都市区分で示されたい。また、各区分における全体の投票率と比べて差が生じているとすれば、その理由に関する政府の見解を示されたい。

十 指定された不在者投票施設であれば、当該施設の入院患者や入居者等以外であつても不在者投票を受け付けることが可能ではないかとの指摘があるが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

投票を受けることができる規格を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものである。」とされており、おおむね五十人以上の人員を収容することができる規格を有しないものである。

また、診療所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項において、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入れさせるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものである。」とされており、おおむね五十人以上の人員を収容することができる規格を有しないことから、指定の対象とはしていらない。

二について

不在者投票制度は、投票の秘密や選挙の公正を確保する観点から厳格な手続を定めているところであり、通知における基準に「不在者投票の適正な管理執行」とは、これらの手続が遵守され、投票の秘密や選挙の公正が確保された管理執行をいうものである。

また、「地域の実情」とは、各地域における不在者投票施設の指定の検討対象となる施設の状況等をいうものである。

三について

お尋ねの「指定基準」は、「統一地方選挙の管理執行について」(平成十九年一月三十日付け総行管第十一号総務省自治行政局選舉部長通知)

における「病院、老人ホーム等の不在者投票施設の指定基準」に関する記述(以下「通知における基準」という。)を指すものと考えられるが、これは、病院等の不在者投票施設における不在者投票が投票の秘密や選挙の公正を確保しながら適切に行われるためには、人的、物的に相当の規模の施設であることが必要であることがら、設備や人手といった点を考慮し、おおむね五十人以上の人員を収容することができる規模を有することを、判断の一目の目安として示したものである。

また、診療所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項において、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入れさせるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものである。」とされており、おおむね五十人以上の人員を収容することができる規格を有しないことから、指定の対象とはしていらない。

四について

お尋ねの「申請を促す施策」がどのようなものか指すのか必ずしも明らかではないが、総務省としては、選舉人の投票機会を確保するため、国政選挙及び統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対し、それぞれの地域の実情を踏まえ、不在者投票施設の適切な指定がなされるよう要請しているところである。

五から九までについて

総務省としては、お尋ねの「今年の統一地方選挙で不在者投票施設に指定された数と割合」、「今年の統一地方選挙での説明会への出席状況」及び不在者投票施設の施設種別の「昨年の衆議院議員総選挙での投票率」については把握しておらず、これらに関する見解をお示しすることとも困難である。

また、お尋ねの「説明会への出席率を向上させる施策」については、総務省としては行っていない。

十について

病院等における不在者投票は、投票日当日に病院等に入院、入所していることにより、自ら投票所に出向いて投票することができない選挙人のため、直接の選挙管理機関ではない病院等の施設の長の下で実施されるものである。さら

に、病院等の施設においては、各選挙人に代わって各選挙人が登録されている市町村の選挙管理委員会に対して投票用紙等の交付の請求を

官報 (号外)

すること、投票記載場所に相当の設備をすること、立会人を選任し、不在者投票に立ち会わせることと、選挙人から受け取った投票を各選挙人が登録されることなど、多岐にわたる事務を処理しているものである。

御指摘の「当該施設の入院患者や入居者等以外であつても不在者投票を受け付けること」については、病院等における不在者投票制度が、投票日当日に病院等に入院、入所していることにより、自ら投票所に出向いて投票することができない選挙人のために例外として設けられたものであることや、前記の事務に加え病院等の施設の人員や場所等の確保のために更なる負担が生ずるという問題があることを踏まえ、慎重に検討すべきものと考える。

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十七日

小見山幸治

参議院議長 山崎 正昭殿

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問主意書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第二条第一項第七号に規定されるぱちんこ屋営業(以下「パチンコ営業」という。)に対する規制の在り方の一部不明確な点に關し、私が提出した平成二十七年六月四日

付けの「パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問主意書」(第百八十九回)に対する規制の在り方の一部不明確な点に關する再質問に対する答弁書

国会質問第一五二号に対する答弁書(内閣参質一八九第一五二号)一から四までについて、「ぱちんこ屋の営業者以外の第三者が、ぱちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買取ることは、直ちに風俗営業等の規制正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えられる。」との答弁があつた。

しかしながら、右答弁内容については若干の疑義があるため、以下再質問する。

一 右答弁内容のうち「直ちに」とは何を意味するのか。

二 前記一で述べた「直ちに」とは、パチンコ営業を営む者(以下「営業者」という。)が客から直接に景品(賞品)を買い取ること又は営業者と実質的に同一であると認められる者が景品を買取る場合は、風営法第二十三条第一項第二号違反となり、取締りの対象となることを注意的に示したものであつて、客から景品を買取る第三者者が、営業者と何ら関係がなく、かつ、営業者と実質的に同一と認められる者でない場合については、同号違反とはならないと考えるが如何か。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十七日

小見山幸治

右質問する。

参議院議長 山崎 正昭殿

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十六日

右質問する。

参議院議員 小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に關する再質問に対する答弁書

一 及び二について

先の答弁書(平成二十七年六月二十一日内閣参質一八九第一五二号)一から四までについて、「ぱちんこ屋の営業者以外の第三者が、ぱちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買取ることは、直ちに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えられる。」との答弁があつた。

違法となるものではないと考へられる」とお答えしたのは、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるためである。

二 本年五月十一日の左藤防衛副大臣による石垣島違反となるものではないと考へられる」とお答えしたのは、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるためである。

三 石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

糸数 慶子

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

糸数 慶子

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月二十六日

右質問する。

参議院議員 小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する再質問に対する答弁書を送付する。

現在、政府は、南西諸島地域における防衛体制強化の一環として、八重山地域(石垣島、与那国島)への陸上自衛隊の部隊を計画していると承知している。特に石垣島へは、与那国島に配備予定の警戒監視部隊とは違い、艦船や航空機等に対し直接攻撃を行う実戦部隊を配備すると聞いている。これは地域の緊張をいたずらに高める危険なものであり、さらに配備部隊への直接攻撃を誘発し、再び沖縄県民を戦禍の危険にさらすも

のであつて、当該配備計画の撤回を強く求めるものである。

よつて、以下質問をする。

一 平成二十五年から二十七年度の防衛省予算において、石垣島等への部隊配備に係る調査費が計上されていると承知している。これらの予算に基づく各年度の調査状況について、具体的に、調査の回数、日時及び実施場所、それぞれの調査における派遣人数及び調査内容について明らかにするとともに、今後の調査予定についても明らかにされたい。

二 本年五月十一日の左藤防衛副大臣による石垣島市長訪問の際、市長に対し自衛隊配備について、どのように説明したのか明らかにされたい。また、その際、具体的な配備予定の部隊について説明したのか、説明しなかつた場合にはその理由についても明らかにされたい。

三 石垣島に配備を予定している陸上自衛隊の部隊の概要、同部隊配備等に係る施設の建設予定期(建設予定地が複数検討されている場合はその全て)、施設の概要(用途、面積、建物数及び種類)、配備器材の種類(通信、レーダーシステムの種類、名称)、現時点における地元に対する同部隊配備等に関する説明の有無等の状況及び今後の予定を明らかにされたい。

四 現時点における石垣島への陸上自衛隊の部隊の配備に係る隊舎及び宿舎の建設予定(隊舎の棟数、建設予定地等)を明らかにするとともに、配属予定の隊員の人数についても明らかにされたい。

五 石垣島への陸上自衛隊の部隊の配備において、警戒監視のためのレーダーシステム配備の

予定はあるのか。大出力レーダーの配備については、住民から健康被害に対する不安が表明されているが、この点について、人体への影響に対する政府の見解や今後の住民に対する説明の予定について明らかにされたい。

六 石垣島に配属予定の陸上自衛隊の部隊の隊員の食料、装備品等の補給物資について、航空又は海上等の輸送方法、物資の保管設備の整備予定期、その予定地及び規模を明らかにされたい。

また、同部隊の生活飲料水及び電気等のライ

フラインの確保方法についても明らかにされたい。

七 石垣島においては観光産業が主要な経済基盤であると認識しているが、今般の石垣島への陸

上自衛隊の部隊による観光産業への影響及び地域経渋に及ぼす経済的損失に関する政府の見解を示されたい。

八 石垣島への海上自衛隊の艦艇、航空自衛隊の航空機の配備計画の有無について、具体的な艦種、機種も含めて明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出石垣島への自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員糸数慶子君提出石垣島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書
一について
南西地域における警備部隊の配置について、

平成二十五年度は、「南西地域(二二五)資料収集整理業務」を業者に発注し、平成二十五年九月二十一日から平成二十六年三月十四日にかけて石垣島を中心とする奄美群島の有人島を中心して既存文献等の資料か

ら得られる地積、自然条件、インフラの整備状況等の客観的事実を基に、部隊配置の条件を満たす土地を委託業者から提示させる調査業務を行つたところである。

平成二十六年度は、石垣島での調査は行っておらず、また、平成二十七年度は、石垣島において防衛省職員による現地調査を予定している。

平成二十六年度は、石垣島での調査は行っておらず、また、平成二十七年度は、石垣島において防衛省職員による現地調査を予定している。

昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問書の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿 中西 健治

昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において、「國の存立を全うし、國民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」平成二十六年度～平成三十年度)」(平成二十五年十二月十七日閣議決定)に基づき、南西地域の防衛態勢強化の検討を進めており、石垣島は自衛隊の部隊の配置先の有力な候補地と考えている

ところである。今後、同省では、現地調査の結果等を踏まえ、石垣島への自衛隊の部隊の配置についての結論を得る考え方であり、御指摘の如

き「訪問」の際には、このような同省の考え方を伝えたものである。政府としては、現時点でお尋ね

る。

①憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止している

が、前文において「全世界の国民が・・・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである(以下②の論理)といふ。

③そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない(以下③の論理)といふ。

そして、政府は、①及び②の論理は基本的論理であり、憲法を改正しなければ変えることのできない基本原理である旨答弁している(平成二十七年六月十五日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠裕介内閣法制局長官答弁)。

他方で、昭和四十七年の政府見解が提出されるきっかけとなつた昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会において、吉國一郎内閣法制局長官が「憲法の前文においてもそうでございますし、

また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国民が平和のうちに生存することまでも放棄してい

ないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない(以下①の論理)といふ)。

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである(以下②の論理)といふ)。

③そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない(以下③の論理)といふ)。

そして、政府は、①及び②の論理は基本的論理であり、憲法を改正しなければ変えることのできない基本原理である旨答弁している(平成二十七年六月十五日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠裕介内閣法制局長官答弁)。

他方で、昭和四十七年の政府見解が提出されるきっかけとなつた昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会において、吉國一郎内閣法制局長官が「憲法の前文においてもそうでございますし、

また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本

が非常な苦しみにおちいるということを放置するというところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いておさいますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない」との答弁を行つてゐる(以下「吉國長官答弁」という)。

この吉國長官答弁から、①の論理における「自衛の措置」及び②の論理における「外国の武力攻撃」の対象は、我が国に対する武力攻撃に限られ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃は含まれないのでないかと思われる。

以下、質問する。

一 吉國長官答弁における「第十二条」は「第十三条」の誤りではないか。仮に誤りであれば、直ちに訂正されたい。

二 吉國長官答弁における憲法前文及び第十三条を説明した。日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして」という部分並びに憲法第十二条を説明した「この国土がじゅうりんをせられて」という部分における「侵略」並びに「じゅうりん」とは、我が国に対する武力攻撃に限定されるものか。あるいは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃までを含めるものか。理由とともに明らかにされたい。

三 吉國長官答弁を受けて提出された昭和四十七年の政府見解の①の論理における「自衛の措置」とは、我が国に対する武力攻撃への対処に限定されるのか、あるいは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃への対処も含めるのか。理由とともに明らかにされたい。

四 吉國長官答弁を受けて提出された昭和四十七年の政府見解の②の論理における「外国の武力攻撃」とは、我が国に対する武力攻撃に限定されるのか、あるいは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃も含まれるのであるのか。理由とともに明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における「自衛の措置」及び「外国の武力攻撃」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁が記載された会議録における「第十二条」は、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」旨を規定している。

二について

御指摘の答弁の「日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして」という部分は、吉國一郎内閣りんをせられて」という部分は、吉國一郎内閣法制局長官(当時)が、我が国に対する武力攻撃を念頭に置いて述べたものと認識している。

三及び四について

昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年六月十八日

参議院議員 山崎 正昭殿 中西 健治

昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問主意書

政府は、平成二十七年六月九日の「新三要件の関係」に関する質問主意書

従前の憲法解釈との論理的整合性等について」に於て、「國の存立を全うし、國民を守るために必要な安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で示された「武力の行使」の三要件(いわゆる新三要件)は、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会へ政府が提出した「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解(以下「昭和四十七年の政府見解」という)の基本的な論理を維持したものである、と主張する。

政府が、「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」において引用する昭和四十七年の政府見解は、以下のとおりである。

①憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の國民が・・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、・・・・國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていふことからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄しないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じてゐるとはとうてい解されない(以下「①の論理」という)。

②しかしながら、だからといつて、平和主義その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めていとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえられるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るための止むを得ない

い措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にどまるべきものである(以下「②の論理」という)。

③ そうだとすれば、わが憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない(以下「③の論理」という)。

そして、政府は、①から③の論理の関係について、「①と②の部分が基本的論理でありまして、それについて、③の部分が帰結ということで、結論といふことにこの文章はなつております。」(平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における中谷元防衛大臣の答弁)と答弁している。

さらに、政府は、基本的論理と結論を整理する根拠について、「③の部分の冒頭にあります通り、「そうだとすれば」ということで結論として述べているものでございます。」(平成二十七年六月五日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠裕介内閣法制局長官の答弁)として、「そうだとすれば」という接続詞に着目する旨の答弁を行つてゐる。

しかし、③の論理をつぶさに見ると、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られる」という命題から、「したがつて」とつながり、対偶の関係にある「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと命題を導くものである。そのため、③の論理における「したがつて」という接続詞は、対偶を取る形で論理を展開する役割を果たすものであり、「し

たがつて」より後の部分が結論であると考えられる。

その結果、③の論理は、全体が一塊として結論を構成するものではなく、「したがつて」より前の部分は①及び②の論理とともに基本的論理を構成する一方、「したがつて」より後の部分が結論に相当するものと思われる。

以下、質問する。

一 ③の論理における「したがつて」という接続詞には、「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られる」という命題から、

「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」という命題へ論理を開拓する流れを表すものと認めるか。仮に、認めないとした場合、「したがつて」の前後にある命題の関係と、「したがつて」という接続詞の意味(順接、逆接など)を明らかにされたい。

二 政府が昭和四十七年の政府見解として引用する①から③の論理のうち、結論に相当するものは、③の論理のなかの「したがつて」より後の部分に限定されるのではないか。仮に、③の論理全体を一塊として結論と捉える場合、結論であるにもかかわらず、「したがつて」の前後で論理を開拓する矛盾が生じるのではないか。

昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」は、御指摘の①及び②の部分において、憲法第九条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上で、御指摘の③の部分において、これではある場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に對する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものである。御指摘の③の部分の「したがつて」という文言は、この結論の部分において、「わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られる」と解する以上、これと同義のものとして、「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない」という関係にあることを表しているものと解される。

右質問する。

平成二十七年六月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

特別養子縁組など家庭養護に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿 别紙答弁書を送付する。

参議院議長 山崎 正昭殿

林 久美子

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問に対する答弁書

参議院議員中西健治君提出昭和四十七年の政府見解における「基本的論理」に関する質問に対する答弁書

特別養子縁組など家庭養護に関する質問主意書

子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められている。一方、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童については、公的責任で社会的に養育・保護する社会的養護の充実を図ることが重要と考える。また、子どもの養育を考えれば、社会的養護においては、できる限り家庭的な養育環境で行なうことが必要であり、政府においても里親などの家庭養護を優先することを原則として取り組んでいるものと承知している。

しかし、家庭養護の進捗状況の目安となる里親等委託率は微増に留まっており、社会的養護はまだ施設養護が中心となつていて現状にある。また、特別養子縁組についても、諸外国と比べれば成立した件数が低いことが指摘されている。こうした状況を踏まえ、以下のとおり、質問する。

一 里親制度全体、養子縁組希望里親及び養育里親それぞれについて、登録里親数、委託里親数及び委託児童数の直近の数値を示されたい。また、里親等委託率についても直近の数値を示されたい。

二 普通養子縁組及び特別養子縁組について、児童相談所があつせんした件数及び民間養子縁組

あつせん事業者があつせんした件数のそれぞれ過去五年間の数値を示されたい。

三 養子縁組成立前の里親委託解除、民間養子縁組あつせん事業者を通じたあつせん後の養子縁組成立前の児童の返還並びに児童相談所又は民間養子縁組あつせん事業者を通じた養子縁組の無効取消し及び離縁に関し、その件数と割合について直近の数値を示されたい。

四 日本人児童が国外で外国人の養子となる国際養子縁組の件数について、過去五年間の数値を示されたい。

五 里親、児童の普通養子縁組及び特別養子縁組について、諸外国と比較した場合、我が国の取組状況を政府はどう評価しているのか明らかにされたい。

六 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が平成二十三年七月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」(以下「本件」とりまとめといふ)においては、欧米主要国との状況を踏まえ、今後十数年間で里親等委託率を三割以上へ引き上げる目標が掲げられている。一方、児童相談所では近年急増している児童虐待の問題に業務量の多くを割かれるため、家庭養護の取組が十分に行えないとの指摘もある。里親等委託率を大幅に増加させた自治体の取組状況を見ると、専任の担当職員の設置や支援機関の充実などが行われている。里親等委託率の目標を達成するためには、こうした取組を自治体任せとせず、国として支援していく必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 児童相談所が家庭養護について十分機能を発揮できない状況の下では、特別養子縁組について

では民間養子縁組あつせん業の役割が大きくなっている。一方、児童福祉法により、當利を目的とした養子縁組のあつせん行為は禁止されている。このため、あつせん事業者は養親希望者に対し、実費又はそれ以下の額の徴収が認められていいる。あつせん事業者が養親希望者から受領した金品を見ると、その金額は事業者によって大きな格差がある。諸外国ではあつせん事業者へ対して金銭的な支援が行われている国もあると聞く。養子縁組も家庭養護と位置付ければ、養親希望者や民間養子縁組あつせん事業者への国庫補助も必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

八 全ての子どもたちの家族を持つ権利ができるだけ新生児の段階から保障するために、乳児院を経ない新生児段階からの特別養子縁組を促進していくべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

九 実子を希望し、高額な不妊治療を受けたものの望みを叶えられない例も多い。子ども養子大國と称される米国では、不妊治療を受けながら組を希望する里親の年齢について、子どもが二十歳に達した時、里親の年齢が概ね六十五歳以下であることが望ましいとしている。また、本件取りまとめにおいては、望まない妊娠による出産で養育できないなど保護者の意向が明確な場合には、特別養子縁組を前提とした新生児里親を活用すべきとしている。今後、我が国においても、不妊治療を受けてまでも実子を望む家

庭に対して養子を選択する方法を提示していくことも、家庭養護を促進するために取り組むべき重要な課題と考えるが、政府の見解を示されたい。

十 病院や障害児入所施設など社会的養護施設以外の施設において、本来の目的とは異なり、保護者がいない又は保護者に監護させることが適当でないことを理由として、入院等をしている児童の数を示されたい。

十一 社会的養護に係る措置が採られている児童について、家族再統合に向けた支援が行われたものの、相当期間を経過しても家族再統合が困難な場合、児童相談所長が児童福祉法第三十三条の七の規定に基づき家庭裁判所に対して民法第八百三十四条に規定する親権喪失の審判請求をし、これが認められた場合、児童相談所長は、当該児童の父母の同意がなくとも養子縁組を成立させることができると考えるが、政府の見解を示されたい。また、パーマネンシー・ケアなどの観点から、養子縁組が当該児童の最善の利益となると考えられる場合には、児童相談所長は、こうした手続を行うことが望ましいと考えるが、政府の見解を示されたい。

十二 児童福祉法第二十八条第一項の規定に基づく都道府県の措置について、保護者が施設の入所措置には同意するものの里親委託などの家庭養護に係る措置には同意しないケースにおいても、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、里親委託などの措置を探ることができると言えるが、政府の見解を示されたい。また、こうした事例が過去五年間に何件あったのか示された

平成二十七年六月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員林久美子君提出特別養子縁組など家庭養護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員林久美子君提出特別養子縁組など家庭養護に関する質問に対する答弁書

一について 平成二十五年度福祉行政報告例による平成二十六年三月三十日現在における①認定及び登録里親数、②児童が委託されている里親数、③里親に委託されている児童数について、里親全休、養子縁組を希望する里親及び養育里親の一について

里親全体 ①九千四百四十一世帯 ②三千五百六十世帯 ③四千六百三十六人
養子縁組を希望する里親 ①二千七百六世帯 ②二百二十三世帯 ③二百二十七人
帶 ②二百二十三世帯 ③二百二十七人
養育里親 ①七千四百八十九世帯 ②二千八百四十世帯 ③三千五百二十六人

また、平成二十五年度福祉行政報告例を基に計算すると、平成二十六年三月三十日現在、児童養護施設及び乳児院(以下「児童養護施設等」という)に入所措置されている児童及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親等」という)に委託されている児童(以下「里親等に委託されている児童」という)の合計数に占める里親等に委託されている児童の割合は、約十五・六バーセントである。

右質問する。

二について

児童相談所が普通養子縁組及び特別養子縁組をあつせんした件数は、把握していない。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査によれば、養子縁組のあつせんを業として行う事業者が普通養子縁組をあつせんした人數は、平成二十一年度は零人、平成二十一年度は一人、平成二十一年度は零人、平成二十一年度は九人、平成二十四年度は一人である。また、同事業者が特別養子縁組をあつせんした人數は、平成二十一年度は四十二人、平成二十一年度は三十九人、平成二十一年度は六十七人、平成二十一年度は百二十七人、平成二十四年度は百十五人である。

三について

お尋ねの「養子縁組成立前の里親委託解除、民間養子縁組あつせん事業者を通じたあつせんの件数と割合」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

五及び七について

お尋ねの「日本人児童が国外で外国人の養子となる国際養子縁組の件数については、把握していない。

五及び七について

お尋ねの「日本人児童が国外で外国人の養子縁組及び特別養子縁組についての沿革やこれに対する社会の意識等がそれぞれの国により様々であり、我が国と諸外国との間で単純に比較することは適当ではないと考えているが、平成二十七年度厚生労働科学研究費補助金による国内外における養子縁組の現状と子どものウエルビングを考慮したその実践手続きの

あり方に関する研究」において、諸外国における養子縁組のあつせんの実態や養子縁組のあつせんを業として行う事業者の実態、適切な事業運営の在り方について調査しているところであり、その結果も踏まえつつ我が国における養子縁組のあつせんの在り方について検討してまいりたい。

六について

政府としては、平成二十七年度予算において、都道府県、政令指定都市又は児童相談所設置市が里親への研修等を行うことを内容とする里親支援機関事業を実施するとともに、児童養護施設等に入所措置されている児童及び里親等に委託されている児童の合計数に占める里親等に委託されている児童の割合を高めるための取組を進めているところである。

八について

御指摘の「乳児院を経ない新生児段階からの特別養子縁組を促進していくべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「里親委託ガイドライン」(平成二十三年三月三十日付け雇児発〇三三〇第九号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、「未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。」としているところである。

九について

政府としては、不妊治療を受けている者を含め幅広く国民に対しても、特別養子縁組制度を周知していくことが重要であると考えている。

十について

お尋ねの「社会的養護施設以外の施設において、本来の目的とは異なり、保護者がいない又は保護者が監護させることが適当でないことを理由として、入院等をしている児童の数」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

十一の前段について

児童相談所長が法第三十三条の七の規定により同条に規定する児童等の親権者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百三十四条本文の規定による親権喪失の審判の請求を家庭裁判所に対し行い、家庭裁判所が親権喪失の審判をしたときは、当該児童等の父母の親権が喪失されることとなる。この場合において、当該児童等が十五歳未満であるときは、児童相談所長は、未成年後見人が選任されるまでの間、都道府県知事の許可を得て縁組の承諾をすることができる、当該児童等を養子とすることについて、父母の同意は要件とされていない。

十一の後段について

なお、養子となる者が十五歳以上の場合は、養子となる者が自ら縁組の承諾をすることができ、父母の承諾は要件とされていない。

十二の前段について

お尋ねについては、把握していない。

十二の後段について

政府としては、児童相談所長が、継続した生活環境や人間関係に基づくケアの観点や実親との関係などを考慮し、児童等にとって養子縁組をすることが最善の利益となると判断する場合には、養子縁組をするために必要な手続をすることが適当と考える。

十一の後段について

政府としては、児童相談所長が、継続した生活環境や人間関係に基づくケアの観点や実親との関係などを考慮し、児童等にとって養子縁組をすることが最善の利益となると判断する場合には、養子縁組をするために必要な手続をすることが適当と考える。

十二の前段について

政府としては、法第二十八条第一項においては、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、

官報 (号外)

年七月に当時の国内五証券取引所及び日本証券業協会の出資により設立された。現在は、株式会社東京証券取引所や株式会社大阪取引所(旧大阪証券取引所)と同様に、株式会社日本取引所グループの傘下にある。

二〇〇八年のリーマン・ブロザーズ経営破綻に端を発する世界金融危機の局面では、相対の店頭デリバティブ取引における取引相手方の破綻が、市場全体へのリスクの波及を招くおそれのあることが強く認識された。このため、国際的な金融規制改革の一環として、清算機関(クリアリングハウス)の利用義務付け(清算集中)などの措置が講じられている。こうした流れを受け、日本でも金融商品取引法の改正により清算集中制度が設けられ、JSCCにおいてもCDS取引や金利スワップ取引の清算業務を行なうに至っている。

このように、金融市场における清算機関の役割がますます重要なものとなつていていることから、東京市場における主要な清算機関であるJSCCに関して、情報システム面を中心に、規制・監督当局である政府の認識を明らかにするため、以下質問する。

一 今後、東京市場の国際競争力を強化し、国際金融センターとしての地位を確立するために、決済・清算機能についても市場の進化に対応した機能強化・利便性向上が不可欠である。

欧洲のLCHクリアネットや米国のCMEグループなど、大規模なクリアリングハウスが国際的に業務を拡大している中で、政府としては東京市場の国際競争力を強化に資するため、いかなる点に留意して、JSCCを含めた金融商品取引清算機関に対する監督を行なっているのか。

二 金融に関する技術の進展や投資家の新たなニーズに対応して、新たな金融商品が生まれる

など金融商品や金融市场は日々進化を遂げており、それを支えるインフラである決済・清算システムにおいても、こうした進化に対応していく必要がある。

JSCCでは、グローバルな競争を勝ち抜くための業務基盤をより確実なものとすべく、経営方針に「システム基盤の確実な強化」を掲げている。政府は、JSCCにおけるシステム基盤の強化に向けた取組をどのように把握しているのか。

また、政府は、JSCCを含めた金融商品取引清算機関の情報システムについて、どのような点に留意して検査や監督を行なっているのか。

平成二十七年六月二十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員藤末健三君提出株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出株式会社日本証券クリアリング機構の情報システム等に関する質問に対する答弁書

三について

JSCCのシステムの機能や改修の実態については、JSCCとの定期的・継続的な意見交換等やJSCCから提供される情報の分析等を通じ、その状況を把握している。

また、JSCCのシステムの企画・開発・運用管理については、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定するとともに、現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行うこと等を求めている。

株式会社日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)を含めた金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関(以下「清算機関」という。)に対する監督に当たっては、金融庁において、平成二十七年四月に「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を公表している。その上で、内外の金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応した機能強化の観点も踏まえ、清算機関の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって、我が国の金融機能の安定の確保及び投資者等の保護を図ることに留意しており、こうしたことが、我が国金融資本市場の国際競争力強化にも資すると考えている。

漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十二日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

二について

JSCCにおけるシステム基盤の強化に向けた取組については、JSCCとの定期的・継続的な意見交換等やJSCCから提供される情報の分析等を通じ、その状況を把握している。

JSCCを含めた清算機関のシステムは、清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであることから、新たな金融商品の発生など、金融市场をめぐる情勢の変化に対応するとともに

漏れた年金情報への日本年金機構の対応に関する質問主意書

日本年金機構については、国民一人一人に対し誠実な対応が求められる。しかし、年金情報漏洩後の日本年金機構の対応に問題があるとの声が届いている。具体的な事例を紹介した上で、日本年金機構の対応に関する政府の見解を問いたい。

年金情報漏洩後、都内在住の自営業者の方が住

所変更をするために日本年金機構に連絡したところ、インターネットを通じて日本年金機構のホームページから手続を行うように指示があった。

インターネットを通じて手続を行おうとしたが、日本年金機構のホームページは閉鎖されており手続を行うことができなかつた。自営業者の方から日本年金機構へ郵送による手続を依頼したところ、日本年金機構から期日と時間を指定して「提出書類を持参せよ」との指示があつた。自営業者の方は提出書類を日本年金機構へ持参する時間もなく、社会保険労務士に依頼することとなり、結果として住所変更に一円の費用がかかつた。今回的事例では日本年金機構から自営業者の方へ謝罪の言葉もなかつたと聞いており、日本年金機構の対応の悪さが露呈している。

(号)外

右記の日本年金機構の対応を踏まえ、以下質問する。
 一 今回の年金情報漏洩事案に関して、苦情の窓口は設けているのか。
 二 今回の年金情報漏洩事案による苦情がどのようにあるのか。
 三 日本年金機構のホームページの閉鎖により行なうことができるようになった手続の代替措置はあるのか。代替措置があるのであれば、日本年金機構の職員が国民に対しきちんと説明と謝罪を行うよう指導及び教育を徹底しているのか。日本年金機構の職員に対する指導及び教育が徹底できていないのであれば、今後の指導及び教育を政府としてどのように行つていののか。

右質問する。

平成二十七年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

日本年金機構の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出漏れた年金情報への質問主意書に対する答弁書

日本年金機構から期日と時間を指定して「提出書

類を持参せよ」との指示があつた。自営業者の方は提出書類を日本年金機構へ持参する時間もなく、社会保険労務士に依頼することとなり、結果として住所変更に一円の費用がかかつた。今回

の事例では日本年金機構から自営業者の方へ謝罪の言葉もなかつたと聞いており、日本年金機構の対応の悪さが露呈している。

右記の日本年金機構の対応を踏まえ、以下質問する。

一 今回の年金情報漏洩事案に関して、苦情の窓口は設けているのか。

二 今回の年金情報漏洩事案による苦情がどのようにあるのか。

三 日本年金機構のホームページの閉鎖により行なうことができるようになった手続の代替措置はあるのか。代替措置があるのであれば、日本年金機

構の職員が国民に対しきちんと説明と謝罪を行うよう指導及び教育を徹底しているのか。日本年金機構の職員に対する指導及び教育が徹底できていないのであれば、今後の指導及び教育を政府としてどのように行つていののか。

四 日本年金機構のホーメルページは図

の規定による申請、届出、報告等であつて、今回

の日本年金機構のウェブサイトの停止により行なうことができなかつたものはない。

四について

日本年金機構においては、職員に対し、今回の事案について、国民に対する説明及びおわびに関する指示を行うとともに、国民に対する丁寧な対応の徹底を図っている。

右質問する。

朝鮮戦争における海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

日本年金機構の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出漏れた年金情報への質問主意書に対する答弁書

日本年金機構から期日と時間を指定して「提出書

類を持参せよ」との指示があつた。自営業者の方は提出書類を日本年金機構へ持参する時間もなく、社会保険労務士に依頼することとなり、結果として住所変更に一円の費用がかかつた。今回

の事例では日本年金機構から自営業者の方へ謝罪の言葉もなかつたと聞いており、日本年金機構の対応の悪さが露呈している。

右記の日本年金機構の対応を踏まえ、以下質問する。

一 今回の年金情報漏洩事案に関して、苦情の窓口は設けているのか。

二 今回の年金情報漏洩事案による苦情がどのようにあるのか。

三 日本年金機構のホームページの閉鎖により行なうことができるようになった手続の代替措置はあるのか。代替措置があるのであれば、日本年金機

構の職員が国民に対しきちんと説明と謝罪を行うよう指導及び教育を徹底しているのか。日本年金機構の職員に対する指導及び教育が徹底できていないのであれば、今後の指導及び教育を政府としてどのように行つていののか。

四 日本年金機構のホーメルページは図

の規定による申請、届出、報告等であつて、今回

の日本年金機構のウェブサイトの停止により行なうことができなかつたものはない。

四について

日本年金機構においては、職員に対し、今回の事案について、国民に対する説明及びおわびに関する指示を行うとともに、国民に対する丁寧な対応の徹底を図っている。

右質問する。

平成二十七年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

日本年金機構から期日と時間を指定して「提出書

類を持参せよ」との指示があつた。自営業者の方は提出書類を日本年金機構へ持参する時間もなく、社会保険労務士に依頼することとなり、結果として住所変更に一円の費用がかかつた。今回

の事例では日本年金機構から自営業者の方へ謝罪の言葉もなかつたと聞いており、日本年金機構の対応の悪さが露呈している。

右記の日本年金機構の対応を踏まえ、以下質問する。

一 今回の年金情報漏洩事案に関して、苦情の窓口は設けているのか。

二 今回の年金情報漏洩事案による苦情がどのようにあるのか。

三 日本年金機構のホームページの閉鎖により行なうことができるようになった手続の代替措置はあるのか。代替措置があるのであれば、日本年金機

構の職員が国民に対しきちんと説明と謝罪を行うよう指導及び教育を徹底しているのか。日本年金機構の職員に対する指導及び教育が徹底できていないのであれば、今後の指導及び教育を政府としてどのように行つていののか。

四 日本年金機構のホーメルページは図

の規定による申請、届出、報告等であつて、今回

の日本年金機構のウェブサイトの停止により行なうことができなかつたものはない。

四について

日本年金機構においては、職員に対し、今回の事案について、国民に対する説明及びおわびに関する指示を行うとともに、国民に対する丁寧な対応の徹底を図っている。

右質問する。

六二

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

海上保安庁の特別掃海隊による機雷掃海活動に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

日本年金機構から期日と時間を指定して「提出書

類を持参せよ」との指示があつた。自営業者の方は提出書類を日本年金機構へ持参する時間もなく、社会保険労務士に依頼することとなり、結果として住所変更に一円の費用がかかつた。今回

の事例では日本年金機構から自営業者の方へ謝罪の言葉もなかつたと聞いており、日本年金機構の対応の悪さが露呈している。

右記の日本年金機構の対応を踏まえ、以下質問する。

一 今回の年金情報漏洩事案に関して、苦情の窓口は設けているのか。

二 今回の年金情報漏洩事案による苦情がどのようにあるのか。

三 日本年金機構のホームページの閉鎖により行なうことができるようになった手続の代替措置はあるのか。代替措置があるのであれば、日本年金機

構の職員が国民に対しきちんと説明と謝罪を行うよう指導及び教育を徹底しているのか。日本年金機構の職員に対する指導及び教育が徹底できていないのであれば、今後の指導及び教育を政府としてどのように行つていののか。

四 日本年金機構のホーメルページは図

の規定による申請、届出、報告等であつて、今回

の日本年金機構のウェブサイトの停止により行なうことができなかつたものはない。

四について

日本年金機構においては、職員に対し、今回の事案について、国民に対する説明及びおわびに関する指示を行うとともに、国民に対する丁寧な対応の徹底を図っている。

右質問する。

官 報 (号 外)

<p>統一見解によつて既に明らかにされてゐるところである。このような考え方は、「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)でお示しした「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。従来から、外國による「武力の行使」の一環として敷設されている機雷を除去することは、「武力の行使」に該当し得るとしてきているが、新三要件に該当する場合の自衛の措置として行うのであれば、憲法上許容される。お尋ねの「他國の領域内における機雷掃海活動」については、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものであり、その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為であつて、外國の領域で行うものであつても、必要最小限度のものとして、新三要件を満たすことはあり得る。</p> <p>なお、新三要件を満たす場合に例外的に外國の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていない。</p>		<p>村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する 質問主意書</p> <p>右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。</p> <p>平成二十七年六月二十二日</p> <p>参議院議長 山崎 正昭殿 和田 政宗</p>
<p>参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問に対する答弁書</p> <p>お尋ねの談話について、その公表の前に、外國政府との間で文言を調整し、又は外國政府に内容等を伝達したことを示す資料は確認されていない。</p>		<p>平成二十六年六月に政府が公表した「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」河野談話作成からアジア女性基金まで」では、平成五年八月四日に発表された慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話の作成過程において、韓国政府と事前の意見交換を行い、文言を調整していたことが明らかになっている。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>平成七年八月十五日に発表された村山内閣総理大臣談話に關して、その公表の前に、外國政府と文言を調整又は内容等を伝達したことはあるのか、具体的に示されたい。</p> <p>右質問する。</p>
<p>参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問に対する答弁書</p> <p>お尋ねの談話について、その公表の前に、外國政府との間で文言を調整し、又は外國政府に内容等を伝達したことなどを示す資料は確認されていない。</p>		<p>〔参考〕</p> <p>六月二十二日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。</p> <p>○議事日程 第二十九号</p> <p>平成二十七年六月二十二日 正午開議</p> <p>第一 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>
<p>第一百八十五回国会参議院会議録第十号中正誤三十一ページ四段終わりから十三行の「可決」は「承認」の誤り。</p>		<p>六月二十二日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。</p> <p>○議事日程 第二十九号</p> <p>平成二十七年六月二十二日 正午開議</p> <p>第一 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>

官 報 (号 外)

平成二十七年七月一日

参議院会議録第二十九号

明治二十二年三月三十日
種類便物認可

発行所
二東京一〇
獨立番五都五
行政法五虎ノ門四
法人國立印刷局二丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
本体
1110円)